

第34回 大分県事業評価監視委員会 議事録

日 時：平成26年8月1日（金）10:30～14:30

場 所：大分市府内町2丁目1番4号 トキハ会館（5階カトレアの間）

議 題：公共事業評価（再評価4件、事後評価3件）

出席委員：高山委員長、井上委員、安部委員、島田委員、杉浦委員、米澤委員

対象事業：【再評価】

1. 道路改築事業 一般国道197号 大志生木拡幅 （県事業）
2. 総合流域防災事業 桂川 （県事業）
3. 総合流域防災事業 白杵川 （県事業）
4. 森林環境保全整備事業 入藏大峠線 （県事業）

【事後評価】

1. 総合流域防災事業 寄藻川 （県事業）
2. 都市公園事業 大分スポーツ公園 （県事業）
3. 広域営農団地農道整備事業 関臼津地区 （県事業）

開会

《事務局》 第34回大分県事業評価監視委員会を開催いたします。まず、本委員会の成立についてご報告申し上げます。大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第2項の規定により、委員の過半数のご出席でなければ開催することができないとなっております。本日は、委員9名のうち、6名の委員が出席しており、本委員会は成立しております。それでは、まず、委員会の開催に当たりまして、土木建築部長からごあいさつ申し上げます。

《土木建築部長》 はい。皆さんおはようございます。本日は、高山委員長をはじめ各委員の皆様、お忙しい中、また台風の余波で雨脚が強まったり霧がかかる中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。また、事業説明会とか、それから現地調査、こういったことにつきましても熱心にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。重ねて御礼を申し上げたいというふうに思います。

土木建築部関係でもいろいろと事業をやっておりますけれども、今年度、特に東九

州自動車道が開通いたしまして、これに関連する区間が続々と開通を迎えるという状況になっております。また、それに併せまして、中九州横断道路でありますとか、それから中津日田道路、これについても推進すると県土の縦軸は大体できるので、横につながる道路軸を整備していくという課題が出てきております。また、それ以外にも構造物の長寿命化でありますとか、あるいは一昨年の北部九州豪雨災害の対応、河川改修であるとかダムでありますとか、さらには、近年ちょっと全国的に対応してきてますけど、国土の強靭化、地震とか津波に対する対応ということで、大分県もこういったことに対応していくかなくちゃいけないという状況になっているわけでございます。このような課題に対応するように、我々も社会状況の変化に対応して着実に成果を上げる、適切な事業執行に努めていく必要があるということでございます。

こうした中、事業評価監視委員会の皆様におかれましては、事業の推進に引き続きご協力をいただきたいなというふうに思っておりまして、我々もその評価を受けて、県民により分かりやすく、効果的、効率的に事業を進めていくというつもりでおりますので、よろしくお願ひを申し上げたいというふうに思います。本日は、審議案件7件ということでございます。忌憚のないご意見を賜ればというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

《事務局》 それでは、高山委員長にご挨拶をお願いいたします。

《委員長》 皆さん、おはようございます。本当に大変な天候の中をお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

この事業評価の制度につきましては、平成10年に再評価制度として整備をされてから、いわゆる事前評価、あるいは事後評価と、充実を図ってまいりました。また、これから人口減少に歯止めをかけ、また本県の経済社会を維持発展させるためにも、適正な社会資本整備が必要でございます。一方、先ほど進部長さんからもお話がありましたように、インフラの老朽化対策、あるいは社会保障費の増大等々、地方の予算運営もますます厳しくなってきておりまして、公共事業におきます効率化、重点化を図ると共に、事業実施過程の透明性確保もますます大事になってくると思います。

私ども委員会としましても、県民の关心の高さを実感すると共に、私ども各自の公共事業に関する見識をより深めて、いっそう真摯な議論を行い、県民の期待に応えていかなければならないと考えております。今日は限られた時間でございますが、各事業担当課からの説明をいただきまして、委員の皆様方のご意見を賜り、真摯な審議に結びつけていきたいと思っておりますので、最後までどうぞよろしくお願ひいたします。開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

《事務局》 ありがとうございました。本日は、知事から本委員会に諮問された再評価4件、事後評価3件、合計7件について審議をお願いいたします。審議は資料の対

象事業総括表の番号順に行います。なお、本日、追加資料が一つございます。広域営農団地農道整備事業関係です。ご確認をお願いいたします。

それでは早速審議に入らさせていただきます。審議における議長は、規定により委員長が務めるということになっておりますので、これより先の議事進行は、高山委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

《議長》 はい。それでは、これから先の議事進行は、私の方から行います。議事に先立ちまして私の方から、本委員会の議事録署名委員を指名をいたします。本日の議事録署名委員として杉浦委員さん、そして米澤委員さんのお二人を指名しますので、事務局の議事録作成後、審査、署名をよろしくお願ひいたします。

それでは早速、審議に入ります。各事業の説明者は、1件当たりの説明時間を10分程度でお願いします。説明が終わりましたら、10分程度をかけて審議をしたいと考えております。ご協力をよろしくお願ひいたします。また、傍聴される皆様方にお願いがございます。傍聴される皆様方には、入場の時にお配りをしております傍聴要領に従い、静粛に傍聴をお願いします。また、審議の内容が、個人等のプライバシーに関わる恐れがある場合には、会議の途中でありますても一時非公開として、その間、退席をしていただきますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。それでは、さっそく審議に入ります。

【再評価】 1. 道路改築事業 一般国道 197 号 大志生木拡幅 (県事業)

《議長》 まず、再評価対象事業です。再評価 1 番の道路改築事業、国道 197 号、大志生木拡幅について説明してください。

《道路建設課》 おはようございます。それでは早速ですが、【説明】させていただきます。説明はパワーポイントでしますが、お手元の資料の 2 の 1 の 6 からですので、併せてご覧ください。それでは道路改良事業、一般国道 197 号、大志生木拡幅について説明いたします。

本事業は、平成 23 年度に事前評価を受けまして、24 年度より新規事業化しておりますが、採択後 3 年が経過した今年度から用地取得に着手するため、再評価を受けるものです。事業箇所について説明いたします。一般国道 197 号は、四国の高知市を起点としまして、愛媛県の佐多岬、佐賀関を経由して、大分市に至る主要幹線道路となっております。本路線は、物流連結点である国道九四フェリー発着所、関あじ関サバブランドに代表される水産業、日豊海岸国定公園に選定される自然や、大志生木海水浴場などの観光地を有する佐賀関と、大分市中心部および東九州自動車道、宮河内インターチェンジを結ぶ重要な路線です。本事業区間には道の駅佐賀関、大志生木海水浴場、大志生木小学校があります。また、隣接する古宮小志生木バイパスが、平

成23年度に開通しております。次に現道の状況であります。現道は交通量が、一日に約1万4千台あり、海岸沿いの入り組んだ地形で見通しの悪い箇所や幅員の狭い箇所であることから、大型車同士の離合に支障が生じております。先ほど紹介したように、沿道には大志生木海水浴場、小志生木海水浴場や道の駅佐賀関があり、また、大志生木小学校の通学路にも指定されておりますが、歩道がなく路肩も狭いため、歩行者や自転車が通る際は、車両が道路のセンターラインをまたがらなければ通過できないなど、安心して通行できない状況であります。このような現道の問題を解消するために大志生木拡幅が計画されました。

事業概要についてであります。上の黒い旗揚げ、これが前回評価時の事業概要であります。延長が1,650m、幅員が6.5mの、全幅が11.25mと。事業費が約34億円。事業期間は、平成24年から31年度としております。次に、前回評価時からの変更点ですが、平成24年11月に国土交通省が策定した、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインに基づきまして、平成25年7月に大分市が、自転車走行空間ネットワーク整備計画を策定しました。その中で、緑で示したサイクリングロードが、自転車ネットワーク路線に位置づけられました。それを受けまして大分市と協議を行った結果、当初は、自転車歩行者道として整備する計画でしたが、サイクリングロードが国道と並行する区間は歩道と自転車道を整備し、別ルートで整備されている区間は歩道のみ整備することとしました。結果として、歩道と自転車道の幅員は、それぞれ道路構造令に基づき、2mとしております。そこで、幅員構成の変更ですが、上の段が当初の幅員構成であります。当初、自転車歩行者道を3m、路上施設帯を0.5m、合わせて3.5mとしていた自歩道部の幅員を下に示すように、歩道と自転車道に分離する区間につきましては、歩道、自転車道をそれぞれ2m、歩道と自転車道を分離するための施設帯を0.25m、路上施設帯を0.5m取りまして、4.75mとしております。一方、右にあります歩道のみの区間につきましては、歩道2m、路上施設帯を0.5m取りまして、2.5mとしております。また、詳細設計を行う中で、道の駅佐賀関付近のルートについて、一部見直しを行いました。当初のルートは、上の段の方が当初のルートであります。家屋に影響のある山側のルートでありましたが、海側のルートと比較を行った結果、道の駅佐賀関の駐車場には影響するものの、山側の家屋には影響がなく、海側のルートへ変更することとしました。この見直しによりまして、道の駅佐賀関の既存駐車スペースの一部が道路用地となりますので、駐車台数が9台ほど減りますが、BB断面のように海側に盛り土を行いまして、減った分の駐車場スペースを確保することとしております。

次に事業進捗状況についてです。平成25年度末の進捗率が4%となっております。用地進捗率は0%であります。歩道幅員およびルートの見直しよりまして、道路詳細設計に時間を要したため、今年度より用地取得に着手したいと考えております。用地取得着手が遅れましたが、用地買収した箇所から計画的に工事を進めることで、当初計画通り、平成31年度の完成を予定しております。

次に全体事業の概要でございます。事業期間、計画延長には変更はございませんが、

歩道部の幅員を見直したことによりまして、総幅員11.25mに対し、変更計画では、歩道と自転車道を整備する区間は12.5m。歩道のみの区間につきましては、10.25mとなります。全体事業費が34.3億円から34.9億円に増額となつた理由につきましては、地質調査の結果、2橋ある橋梁工におきまして、2橋とも杭基礎が必要となつたためです。道路工の費用が増え、用地補償費が減っている主な理由としましては、先ほど説明した道の駅付近でのルート見直しによるものでございます。

次に環境への配慮についてです。平成25年7月に大志生木地区の砂浜におきまして、アカウミガメの産卵が確認されましたので、学識経験者に相談しましたところ、砂浜の大部分が残るため、ウミガメへの影響は小さいとの回答をいただいております。産卵場所は、この赤で丸を付けております、この場所で産卵が確認されましたが、この茶色の部分が砂浜として、この部分におきましては、約8割ほど砂浜が残るという計画になっております。しかしながら、海岸部の施工時には、土嚢による仮縫め切りや汚濁防止膜を設置するなど、工事中の濁水対策を講じることとしております。今後、工事を行う際には、必要に応じて環境に配慮した対応を行ってまいります。次に土量配分についてです。道の駅佐賀関付近の海側へのルート見直し等によりまして、盛り土が約3万7千立米ほど増えております。その結果、約4万立米の土砂が不足している状況です。土の搬入につきましては、他の公共事業などで搬出される残土を優先的に活用する予定としております。

最後にまとめであります。再評価基準につきましては、用地取得前、着手までに採択後3年以上が経過していること。事業効率につきましては、今回は算定しておりますが、前回の事前評価時の費用便益費である1.5となっております。期待される効果としましては、線形不良や幅員狭小の解消および歩道等の設置によりまして、走行環境や安全性の向上、また、工業等、地域産業の支援が期待できます。また、地元の状況としましては、大志生木国道整備促進期成会からの早期整備の要望も強く、地元説明会などでも早期の工事完成を望む声を多く聞いておりまして、今年度から用地取得に着手したいと考えております。以上によりまして、対応方針としましては、継続したいと考えております。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

《議長》 はい、ありがとうございました。それではこの事業につきまして、ご意見をお願いいたします。どなたか。

《委員》 こここの地域だと、大志生木の海水浴場、それから小志生木の方も海水浴場の砂浜が両方あるんですけども、それに対する工事の影響と言いますか、あるいは拡幅の影響というのがあるのかということと、それから工事中、そういう海水浴場に配慮された工事の進捗等も考えておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

《道路建設課》　はい。ここが大志生木の海水浴場のところです。で、この茶色で示しているところが砂浜で、この海水浴場の約8割が残ります。こちらが小志生木の海水浴場になってまして、こちら側が約6割ほど、砂浜が残る格好になってます。で、工事につきましては、ここに、外側に護岸工事をするようになっております。で、工事期間中につきましては、特に汚濁の防止膜であるとか、そういう環境には配慮して工事を行っていこうと、今、考えているところですので、全く影響がないかと言わると多少あるかもしれない、極力影響のないように工事を進めていきたいというふうには考えております。

《道路建設課》　例えば、夏休みは避けたらどうか、とかいう意味合いでどうか。

《委員》　そうです、海水浴場への対策です。

《道路建設課》　確かに海水浴のハイシーズンに、隣で工事をやってるのは見苦しい。もし影響があるような工事であれば問題だと思いますので、当然、地元に説明していく中で、工事説明会とかやっていくことになろうと思いますので、施工時期も配慮していきたいと考えています。

《委員》　今のお話で、大志生木の方は8割、それから小志生木の方は6割残るというふうなご説明だったんですけども、なんかやっぱり、けっこう砂浜と言うか、海岸に影響が大きいのかなと、ちょっと、今日、改めて再認識したんですけども、そのへんは補償とか何とかいうことがあるのかですね。たぶん、もう、漁業補償は、たぶんなかったんじゃないかなとは思うんですけど、地域の方、それから、あるいは、さつきありました海水浴とかで生計を立てるちゅうとおかしいですけど、それなりにご商売をされてる方等への補償とかいうのはあるのか、どの程度なのか、説明いただけれる範囲でお願いしたいと思います。

《道路建設課》　はい。漁業補償の関係につきましては、この地区ではあります。

《委員》　海水浴場の関係者には、どうでしょうか。

《道路建設課》　ええ。先ほど言いました、生計を立てられてる方と言われましたけども、それについては今のところは補償はないというふうに考えております。

《委員》　砂浜だけに関わる補償はないということ。

《道路建設課》　はい。そうです、はい。

《委員》 用地の取得とか何とかの件だけで、特別他のそういう、お仕事と言うのか、そういう海水浴とかの関わる事業に関する補償はないというふうな理解でよろしい。

《道路建設課》 はい。

《委員》 はい、ありがとうございました。

《議長》 はい。他にございませんか。

《委員》 もう一つ。いちばん左側の埋め立て箇所の方は、どんな環境だったんでしようか。磯かなと想像するぐらいなんですけど。

《道路建設課》 道の駅。

《委員》 の。はい。

《道路建設課》 磯ですね。

《委員》 やっぱり磯になるわけですね。

《道路建設課》 はい。

《委員》 で、そちらの真ん中が、まあ、8割は残るんですけど、砂浜と、残りは、じやあやっぱり磯というふうに考えていいんですか。

《道路建設課》 こちら側。

《委員》 はい、こちら側。

《道路建設課》 そこは磯ですね。

《委員》 磯ですよね。

《道路建設課》 はい。

《委員》 そして、その小志生木の方は6割残るんですけど、おそらく見た感じだと、砂浜がほとんどなのかなという感じですよね。

《道路建設課》 左側の砂浜は一部消失しますが、こっちの右側の砂浜は全部残ります。で、小志生木の方は、ここに実際、こう山がありまして、ここは出っ張っています。こここの磯が残ります。

《委員》 ああ、そうですか。ここは磯が残るっていう感じですね。

《道路建設課》 はい。

《委員》 2020年になったら、きっと代替地とかミチゲーションと言うか、あの分、減った分、どっかで生物多様性のことでプラスにしなきやいけないという話にはなってくると思うんですね。今の時点だと、きっと順当な手続というふうに言わざるを得ないとは思うんですが、その部分で言えば何かこう、今、ウミガメの方は、今の専門家の対応されてるということだけど、他の方の何か生き物は、特に貴重なものはここではなかったということでいいんでしょうか。

《道路建設課》 特に水棲生物で、希少なものというのは、特には今のところ聞いておりませんが、ハマグリが、二個ですか。あったということは聞いておりますが、他には特に聞いておりません。

《委員》 分かりました。ぜひ、あと5年ちょっとですので、これからその部分で、何か生き物の方の、ビオトープというか、住みかとか、それが一般的な生き物であっても、何か補償できるような方向みたいなのは、今後、検討はしていただきたいと思います。

《道路建設課》 はい、分かりました。以上です。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 もう一点、環境に対しての質問です。絶滅危惧のアカウミガメに関してなんですけども、調査をされたということで、平成25年の7月2日に産卵が確認された。もうそれ以前から、もうそれは調査されていたのかということと、当然、これからも継続的に、このアカウミガメに対しては調査が継続されるのかという二点です。

《道路建設課》 前から把握していたわけではないんですけども、当然、事業中、その産卵の時期だとか、工事期間中に来ているかどうかというのは、モニタリングしながらやっていく必要があると考えていますので、ウミガメがまさに産卵しているところに埋め立てたりというようなことはないようにしていくことになろうかと思っております。

《委員》 当然、工事が完了してからも、これはやっぱり継続されるものですね。絶滅危惧のものですから。

《道路建設課》 工事の影響が後々まで響くような工事であれば、その事後的なモニタリングというのも考えられるんですけれども、ことここについて言えば、一度作って、残りの部分は砂浜が残って、大きな影響はないだろうと考えておりますので、事後的なモニタリングまでは、この事業としてモニタリングを継続すべきものだとは考えておりません。

《委員》 事業としてはしないってことなんですか。

《道路建設課》 事業で影響が後々まで残るとは考えていないので、事業でモニタリングすることは考えておりません。

《委員》 ああ、そうなんですか。で、この産卵、その数ですね、どのぐらい。数が少ないのものなんですか。その産卵が確認された、数的なもの、数量的なものです。

《道路建設課》 個体数ということですね。

《委員》 まあ、そうですね。

《道路建設課》 ここは一匹来られたということで、以前はなかったみたいなんですけど、今回、初めて、ここで産卵が確認されたということは聞いてますけど。

《委員》 やっぱり、じゃあ、よけい希少ですよね。今までなかったのがあるということですから。

《道路建設課》 この場所では初めて、一個体だけ確認されましたけど、他の砂浜では確認されているということでございます。

《道路建設課》 この年がけっこうたくさん、この周辺でアカウミガメの産卵が確認されてまして、で、その時にそこにもウミガメが産卵したと、そういう状況でした。

《委員》 どうなんでしょう。これから増えるとか。

《道路建設課》 国東とか別府とかにも来たようです。

《委員》 そうですね。今、大分市の方もとか、だんだん、そういう意味では、正確には私、知りませんけど、アカウミガメの方は戻って来ているという話は聞いています。で、おそらく法律とか条令とかでは、そういう拘束はないんだと思うんですけど、これがもう、まさに2020年に対して、先ほどの検討じゃないんですけど、代替え地まではすぐに、はい、やりますというわけには行けないだろうとなという、言う方がちょっとおかしいかもしれませんけど、私の方は思うんですが、たとえばそういう継続調査とか、生き物の枠組み、これ、地元のNPOとも、もし地元の住民も関係あるんですけど、そういうところとうまくタイアップしていただきながら、何かこう、継続調査というのは、やっぱり検討していただければなというふうには思います。

《道路建設課》 要するに、自然環境の調査、およそあらゆるところの事業に關係するところをどの事業の内側でやらんといかんのかということで、やっぱり自然環境基礎調査とかでやるべきものだと思っているわけですけれども、ことここに部分については、当然、事後評価という制度もあるわけで、いったん事業をやって、その影響というのは、交通面の影響だけじゃなくて、環境面の影響の事後評価もいたしますので、この事後評価の中で影響があったかどうか、アカウミガメの産卵が、この期間後にあったかどうかというようなことは調査するべきものだと思いますので、事後評価の枠組みの中で必要に応じて環境に関する調査、その中ではアカウミガメに関する調査も行っていくことになろうと考えております。

《委員》 それの方が、より積極的な感じに僕は感じましたので、ぜひ、そういうかたちでよろしくお願ひします。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 現地を見させていただいたんですけども、用地買収ということで、買収の対象ではないけれども、今まで目の前が海がダンと広がっていたのに、その目の前に道路が来てしまうっていう家が何軒かあったと思うんですね。それで、その家は、用地買収の対象にはならないと思うんですけども、景観上、やっぱりすごく賛成しかねる、心情的に、と思われるんですけども、そういったこととかも含めて、住民の方々の説得の仕方と言うか、了解を取るのが難しいのかなって、ちょっと感じましたけども、そのへん、いかがでしょうか。

《道路建設課》 これはあらゆる道路事業であることで、自分の目の前に道路ができるけれども、自分は用地がかからないというようなことは往々にしてあることです。この場合で、補償しないといけないほどの景観的な阻害が生じるのか、耐えがたいほどなのかどうかということだと思いますけれども、今回、高い位置に道路ができるとかであれば、何か壁に囲まれたような感じになっちゃうとかあろうかと思いますけど、

そういう計画ではございませんので、確かに今まで砂浜があつて堤防があつて家だった。それが、砂浜はなくなるかもしれないんですけど、道路があつて、昔の堤防が残つて家というような状態だと思いますので、ものすごく大きい、耐えがたいほどの変化ではないのではないかと考えています。

《委員》 そうでしょうか。何か、その海を見て育つた人にとっては、すごい耐えがたいのかなと、私は感じたわけです。なので、ちょっと難しいかもしれないなと思いましたので、どうかしらと思いました。

《道路建設課》 これ、いずれにしてもそういう面での補償というのは、なかなか制度上、苦しいものなので、別に地権者にしか説明しないというわけではないので、地元に丁寧に説明していく中でも理解を得る努力を続けていくことと考えております。

《委員》 ええ。はい、分かりました。

《議長》 すいません。一つお聞きしたいんですけど、用地買収がこれから始まるんですよね。で、毎年、5年か6年ぐらいかかるんかな。毎年、用地買収、最終年度までかかるようになってますけども、何か、その理由があるんですかね。

《議長》 予算の都合かな。2の1の1の、用地買収が平成31年までずっとあるでしょう。

《道路建設課》 全部買えなくて、一部残ればそうなるという意味で、考えている行程としては。

《議長》 順番に買い上げていくちゅうこと。

《道路建設課》 買い上げていって、その2、3年で用地買収をして工事に入っていくということなんですけれども、予算上は、もしかしたら、その一軒、買収できないみたいなものが残った場合に、最後までこれ、用地交渉が伸びる可能性があるということで、この表の方では用地買収費用を入れているという程度でありますと、本来あるべき行程と言うか、目指す行程としては27、28で用地の買収は完了するという行程で考えております。

《議長》 年間ぐらいでね。

《道路建設課》 この2の1の1にあります、この用地買収というのが31年まであるんですけど、例えば電柱移転の補償であるだとかそういうものをこの用地買収と

ということで書かれてますので、そういった補償の関係も最終年までは、一応、あると考へてここに入れているというところで、主なところは、今、説明がありましたけども、28年度ぐらいまでには何とかしたいと考えてるところです。

《議長》 地元の理解は得られてるちゅうことですね。土地の買収については。

《道路建設課》 測量と設計の説明会等は、24、25で実施しておりますので、用地の個々に当たるのはこれからでございますので、用地が全部買える合意が取れてるかと言わると、そんなことはないんですけども、計画についてのおおむねの合意が得られている状況です。ただ個々の用地にどのくらい道路用地がかかってるという説明は今後個別に行っていくことになります。

《議長》 はい、分かりました。

《議長》 それじゃあどうぞ。

《委員》 すいません。さっき〇〇委員さんがおっしゃったことに戻るんですけども、2の1の2に地元説明会等では、早期の工事完成を望む声が聞かれるというふうに書いてありますが、だから全体には、地元の方の賛成も得てるっていうことと思うんですが、今言われたような段階は、これからっていうことになるんですか。

《道路建設課》 そのとおりです。計画を地元に対して説明するとか、期成会等の関係者からの支援はあるわけですけれども、こと用地買収については、個々の地権者ごとに当たっていくというのは、この後の段階からになりますので、まさにこれから、価格の問題とかもありますので、一筆一筆測量して、それ、補償物件については補償額を算定した上で、あなたは幾らですということを言って初めて、やっぱり、はんこがもらえるかどうかというのは決まりますので、そこまでというわけではありませんので、そこはこれからになります。

《委員》 すいません。今、〇〇委員さんが言われたのは、いろんな方は地権者ではないですよね。たぶん。

《委員》 その方々への説明は、これからってことになるんですか。

《道路建設課》 それはもうすでに事業説明で一通り終わっていますし、あと、工事の説明という中でも、これからこういう工事に入っていきますというような説明をしていくことになろうと思います。

《委員》 じゃあ、とりあえずその方たちは、もう、自分のうちにそういうのができるということは、もう了解を得てるということですかね。

《道路建設課》 了解を得るというものではなくて、我々から十分な説明、計画段階、この段階での説明はしているということだと考えています。

《委員》 ふーん。

《委員》 他の意見は出てないのですか。

《道路建設課》 今のところ聞いておりません。

《委員》 そうすると、詳しいことが分かったら、あれっとかいう可能性はあるんですか。

《道路建設課》 基本的にそういうことのないように、地元の地区の方たちに細かい平面図だとか、ここの高さがこうなりますという説明は、一度、させていただいてます。今までですね。その段階では、全体的には早期整備へのということで感触を得てるということなんですけど。

《委員》 でも、とにかく今の時点でまるつきり説明がないわけじゃなくて、もう、寝耳に水とかそういうことはあり得ないんですよね。

《道路建設課》 そういうことはありません。

《委員》 もう、一通りは聞いてるけど、詳しくはこれからっていうことになるんですね。

《道路建設課》 計画については十分、説明しているということで、用地補償、補償についてはまだこれからという意味ですけれども、計画については、私どもとしては、この段階で果たすべき説明はしていると考えています。

《委員》 はい、分かりました。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 すいません。それともう一つ、今日、△△委員がご欠席なんんですけども、代わりにここで言わせていただきますと、どこでしたかね、砂浜のところ、岩場から

こう、道が来るところがあったと思うんですけども。

《道路建設課》 ここですね。

《委員》 はい。で、そこも見させていただきましたけども、すごく美しい浜辺の風景で、それが損なわれてしまうっていうことをすごく△△委員は心配されておられたんですね。で、この美しい砂浜の景観が変わってしまうっていうことをとても心配されていましたけども、そのへんはもう、改良の余地はないんですかね。ルートの。

《道路建設課》 △△委員が心配いただいてたのは、小志生木海岸のここの部分の海岸で、たぶんこちら側から見られた時に。

《委員》 そうですね。はい。

《道路建設課》 ここの景観が損なわれるのではないかと心配されてたと、こういうふうに認識しております。今回、別にここの部分の事業計画を変えたわけではないんですけども、たぶん、こちらから見て、ここの部分の景観なんだと思うんですけども、切り土の構造で、現状よりも少し幅を広げる構造になって、山を切る部分があるんだと思います。で、これが、自然が損なわれたようになるか、あるいはここの磯の部分が、何か見苦しくなってしまうかという二点だと思いますが、特にこの山の方については、切り土はあるんですけども、植生が復元するように、要するにコンクリートで固めないというような設計をしていかんといかんのかなど、こう考えておりまし、海岸については高さが大きく変わるようなわけではないので、見た目は少しは変わるものかもしれないんですけども、ものすごく、一見して大きく自然が変わってしまうということではないんじゃないかなと思ってるので、特にこういう部分で景観と調和するような、設計の工夫で何とか大きく変わってしまうことがないように努力していくということかなと考えております。今後、努力可能な範囲だと考えています。

《委員》 ええ。なるべくその景観に配慮していきますね。よろしくお願ひします。

《議長》 ちょっとタイムオーバーしましたんで、お詫びをしたいと思います。本事業につきまして、事業者の方が申しております対応方針案、継続が妥当であると認めることでよろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい。よく聞こえました。ありがとうございます。では、この事業につい

ては、継続として答申をいたします。ありがとうございました。

【再評価】 2. 総合流域防災事業 桂川 (県事業)

《議長》 それでは、次に再評価 2 番、総合流域防災事業、桂川について説明をお願いします。

《河川課》 それでは続きまして、桂川水系桂川、広域河川改修事業の再評価について説明させていただきます。桂川は、国東半島の両子山を源流としまして、杵築市の大田から豊後高田の市街地を経由し、周防灘へと流れ出ている、流路延長 30 km、流域面積が 126.5 平方 km の 2 級河川となっております。桂川は、平成 2 年度に事業採択を受けておりまして、事業区間の延長は 6.1 km です。事業区間から下流につきましては、昭和 59 年までに行われた中小河川の改修事業によって改修済みとなっております。現在は、上流の小田原工区の整備を進めております。

事業区間の平面図です。昭和 57 年 8 月の台風 13 号で、流下能力不足により河川が氾濫し、189 戸の浸水被害が発生しております。そこで下流の森工区から、浸水原因となっておりました堰や橋梁、川が極端に狭くなっている場所の支障部分を優先して整備を進めております。黒で着色している部分が施工済みの箇所で、緑色で着色している部分が未実施箇所となっております。また、水色で着色している部分が浸水範囲を表しております。桂川の航空写真です。川は右から左へと流れております。赤で旗揚げしている範囲が、桂川の改修事業区間となります。水色で着色している範囲が、昭和 57 年 8 月の浸水範囲となっております。下流の森工区と上流の小田原工区の間は、比較的河川断面が広く、浸水被害が発生しておりませんので保全エリアとしており、河川改修を行わず、現況河川の保全を図っております。これは昭和 57 年 8 月の台風 13 号による出水状況の写真です。河川の流下能力不足によりはん濫し、浸水被害が発生しております。近年では、平成 10 年 10 月の台風 10 号により、同じように浸水被害が発生しております。これは平成 5 年 7 月の出水状況の写真です。左の写真が出水時、右が通常時です。ここでは、この川に架かってある沈み橋が支障となり、浸水被害が発生しておりますので、沈み橋を撤去し、河川断面を広げております。

続きまして事業効果です。改修事業により、もともとの河川の断面の拡幅を行っております。河川断面を確保することで浸水被害の軽減を図っております。事業効果ですが、この地点では河川断面が狭い上に、このように沈み橋が架かっていたため、先ほどの写真のような浸水被害が発生しておりました。この沈み橋を撤去し、河川断面を広げることにより、浸水被害の軽減を図っております。続きまして整備の方針です。平成 21 年度に国土交通省からの通知に伴い、事業実施中の河川における事業計画の総点検を行いました。その結果、桂川では、河川断面の拡大にあたり既設護岸を利用

し、片岸のみ拡幅する計画へと変更し、必要な断面については、この河道掘削で確保する計画へと変更しました。これにより河畔林の保全や、現況河岸形態の保全を図ると共に、コスト縮減が図れています。

続きまして事業費減の理由ですが、事業費減の理由として、橋梁の改築が8橋から5橋へと減ったことがあります。当初の計画では、河川事業で支障となっている橋梁の改築を実施する予定でしたが、ほ場整備の関連や農免道路整備で、河川改修よりも先行して橋梁の改築が行われたため、この赤丸で付けてある3橋が減っております。さらに先ほど説明しました河道計画の見直しにより、既設護岸を有効利用するようにしたことから護岸面積が減となりまして、全体事業費が減となっております。続いて未実施区間です。事業区間の最上流部の小田原橋の写真となっております。ここでは河道断面の拡幅、橋梁の架け替えを行い、流下能力の向上を図っていきます。残土の状況です。全体計画での掘削土量は、22万6千立方メートルで、築堤に必要な土量は1万9千立方メートルです。今年度以降に発生する掘削土量は2万6千立方メートルで、築堤に必要な土量が8千500立方メートルの予定となっております。残土量として1万7千500立方メートルとなる見通しで、これは時期の調整を行い、管内の他の公共事業へ流用する予定となっております。

最後にまとめですが、評価基準は、再評価後5年経過です。改修効果といたしましては、家屋189戸、田畠約119.5ヘクタールの浸水被害の防止、また、主要交通網の冠水防止による避難経路の確保などが上げられます。さらに費用対効果も1.4であることから、本事業を継続したいと考えております。以上、よろしくお願ひいたします。

《議長》 はい、ありがとうございました。それでは、ご意見をお願いいたします。どなたかございませんか。

《委員》 河道掘削で断面を確保するというのが、何ヵ所か出ておりましたけども、掘削に関わる基本的な考え方って言うか、何かそのへん、多自然川づくりじゃないけど、川の、そういう生物への配慮とともに含めて、ちょっとお願いしたいと思います。

《河川課》 はい。自然への配慮ということでは、現状にありました水際の線の部分については、そこは基本的に保全するというかたちで進めておりますし、掘削をして、護岸についても、なるべくコンクリートを使用しないかたちの整備を行っていくという考え方で、現在、進めております。

《委員》 今、赤で塗ってあるところですね。高水敷と我々、呼んでるところだと思うんですけども、そこには樹木とか貴重な生物とかが繁茂しているとかいうようなことはないんでしょうか。

《河川課》 この掘削部分につきましては、希少な植物、生物等は、特には確認されておりませんでした。

《委員》 はい、どうもありがとうございました。

《議長》 はい。他にございませんか。

《委員》 この写真の中で、再評価書の中で、その自然石をできるだけ、現地発生材であり、自然石を使った護岸というのは具体的に言うと、この場所で言うと、ちょっと確認なんんですけど、正確にはどちらになるんですかね。あるいは、この削ったところじやなくて。

《河川課》 すいません。この断面の中ではちょっとございません。

《委員》 これはないんですか。

《河川課》 ございません。

《委員》 ああ、そうですか。

《河川課》 はい。

《委員》 どこに。

《河川課》 この写真で言いますと、ちょっと遠くの部分になるんですけども、今、マーカーで示しているあたり。このあたりには、自然石を使ってる。

《委員》 コンクリート護岸じゃなく、そこに自然石を用いるということ。

《河川課》 もともとあった石を使いながら。

《委員》 埋めたという感じですか。

《河川課》 はい。

《河川課》 全区間にわたって、そこで発生している石は、基本的に持ちだしておりません。で、その石を河川の洗掘防止とかそういったかたち。あと、魚が棲めるような環境にするための寄せ石だったり、そういったところに利用して、基本的には石は

残して、土砂を持ち出すようなやり方を探っています。

《委員》 自然に、それをコンクリートで固定するとか、周りを固定するとか、そういうことはしていないというふうに考えていいんでしょうか。

《河川課》 石で護岸を、いわゆるコンクリートと石を使った護岸工というようななかたちでは、大部分ではやってないです。

《委員》 大部分では、それはやってないという感じなんですね。はい。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 便益に関してなんですけども、公共土木施設に対する便益は大きく上がるんですけども、これは、目的的に県道とか市道とかそういうのも入るんですか、この公共土木施設という言葉の意味ですけども。

《河川課》 便益の内訳でよろしいでしょうか。

《委員》 はい。

《河川課》 便益の内訳としましては、通常、その計画に当たって想定する洪水を流して、川に流した時の浸水被害。

《委員》 それはわかるんですけど、便益でいちばん多く上がるのが、その公共土木施設等というところが大きく数字が上がるんですけども、それに含まれる公共土木施設というものはどういうものですかちゅうことです。

《河川課》 失礼しました。今、委員がおっしゃったような県道でありますとか、あと、河川の施設、あと橋梁。

《委員》 河川の施設というのは、どんなのが含まれるんですか。

《河川課》 護岸とか、あと樋門、樋管。

《委員》 樋門。

《河川課》 堰ですね。そういったものも含まれます。

《議長》 ○○委員さん、いいですか。

《委員》 はい。

《議長》 はい、じゃあどうぞ。

《委員》 先ほど継続調査みたいな、事後の方で、事後調査の中の枠組みでやるという話をされたんですけど、これ、よくよく考えると、この、どういうふうに影響しているだろうかということは、事前と事後と比較して初めて影響があるかないかっていうのが、本来は分かるわけですよね。それで、例えばこういう工事の場合の確認なんんですけど、例えば目録を、どんな生き物がいるかなっていうことでリストを作って、生物目録という、質的なものですよね。量的な、ある一定の区間でどの位の密度があるかっていう密度調査まではいかないのかな。あるいは、いや、そういうリストだけを作るのかなという、その事前の調査っていうのはどのくらいのレベルの環境調査なのかなっていうふうに思いました。

《河川課》 この事業、桂川につきましては、平成21年度に河川の整備計画というものを策定しております。その前に河川における生物、植生、いわゆる魚介類、植物、水生昆虫、あと鳥類、そういったものがどういうところに生息しているかという調査を実施しております。

《委員》 それが事前の調査ですね。

《河川課》 はい。

《委員》 じゃあ、植生から、ある程度環境と対応したような、きっとラインセンサスとか、鳥で言えばですね。そういうような基礎調査はちゃんとやってるっていう。

《河川課》 はい、やっております。

《委員》 で、これ、例えば工事中か、その後も継続調査みたいなのはあれでしょうか。されるんでしょうか。先ほどの部分で言いますと、そこはちょっと、そのくらいの影響力があるっていうと、単純に考えると事前事後で初めて比較ができるいくんだろうなっていうふうには思うんですが。

《河川課》 河川ごとにその工事をしたところで、定期的に、今、工事後の環境の影響を調査するというかたちは採っておりません。で、毎年なんですけれども、我々の方、施設の管理というところで、堤防であったり施設の点検等を行っているところで

はあるんですけども、そういったところで、その植生であったり河川の状況であったり、そういったものは確認はさせてもらっております。必要に応じて、川によってはやることもあるんですけども、そういった、一つ一つをやってる状況にはないんですね。

《委員》 ちょっと、今の枠組みだったら、そういう義務はないんでしょうね。ということなんでしょうね。

《河川課》 はい。

《委員》 で、例えば必要に応じてというのは、何かこう、住民がとか、何かこう、いろいろ言われたらやるとか、そういうことでしょうかね。今まで全く皆無ではないということは、どんな感じの時にされたのかなと思いまして。

《河川課》 一つは、新たに、例えば工事が必要になるとか、それとか、河川管理者以外の施設が新たにできる場合であったり、そういった時には、その影響を考えるために必要に応じて調査をお願いしたりすることがございます。あと、水利用ですね。河川の農業用水の水利用等で新たな取水、水利用が出てきた時に、魚類とかそういったものの必要な水量、河川にとって必要な量を把握するために調査をやったり、そういったところは今までやってきております。

《委員》 そういうのが具体的な、必要に応じての具体例ということですね。

《河川課》 はい。

《委員》 例えばこれ、事前調査の中で、今回はいわゆる希少な生き物とか絶滅危惧種みたいなのは、あまりと言うか、きっとランクの上のものがなかったというふうに、そういうふうに受け取ったんですけど、これ、例えば仮に、先ほどのようなウミガメとか、1類のA Bとか2類あたりだときっといると思うんですけども、例えばどのランクで出たら、それはやっぱり必要に応じてのあれになっていくということは、現状では特にないんでしょうか。

《河川課》 河川の場合、事業を行う際に、河川整備計画というのを立てまして、その際に環境調査でどういう生物、植物等があるかということを把握して、計画を立てて、今後、20年から30年の間に整備を行うものについて計画を立てておりますので、その中で仮に希少種等があれば、整備計画の中でこういうモニタリングをすることまで述べるかたちになろうかと思っております。今回の桂川の場合については、そういうものは特にないということで、整備計画の中で、特にそれに対する配

慮がいるとかそういうことがない。特には謳われておりませんでしたので、その整備計画の中に則ってやる整備については、最終的には、事後での評価の中では必要かなとは思っておりますけども、毎年毎年モニタリングをするということまでは考えていないということでございます。

《委員》 じゃあ事後の中で、枠組みの中で、最終的にはされるということで理解してよろしいんですね。

《河川課》 はい。そういうことになると思います。

《委員》 はい、ありがとうございます。

《議長》 はい、じゃあ私から、いいですか。

《議長》 この2の2の11のところに事業費減の理由がありまして、最初の説明会の時にも私、質問をしたと思うんですが、四割近く事業費が削減されて、それは大変けっこうなことだと思うんですけど、ここに書いてある理由だけでは、そんなに減るのかなという気がするんですよ。だから、何か他事業で橋梁とか道路を作ったから、もう作る必要がなくなったという、そういうことがあるんでしょう。

《議長》 だから、ここの説明がちょっと不足じゃないかなと。護岸の新設を行わなかったからとか、あるいは、河岸拡幅でコストが下がったという、それはそうなんでしょうけど、その割合と言うか、どの程度、この工法変更で安くなつたかと。これは他のこれから工事にも、そんな有効なことであればどんどん使えるんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと具体的な削減された理由というのが、ちょっとこの表ではわかりにくいかと思うんですけど、どうでしょうか。

《河川課》 事業費が減った理由になりますけれども、いちばん大きいのは護岸でございます。平成2年度に事業を計画して、その当時は、河川というのを計画というのが、一つの洪水を安全に流すために定規断面というものを設けまして、この程度の幅と高さを決めまして、両サイドに護岸を設置するというかたちで計画をしておりました。今回、平成21年ですね。中小河川の見直しというところで、既存の護岸で使えるものは利用しながら川づくりをやっていこうという方針の下、今、既存にある護岸の判断をしながら、利用できるものは利用していくというようなところがありましたので、まず、護岸の費用が大きく削減できているというところでございます。あと、河川を管理するための管理幅、通常であれば両岸に3m、管理するための道を作っていくんですけれども、そういったものにつきましても、隣接する県道等が利用できる場合は、そういういたものを作らないようなかたちで今、見直しておるところです。そ

れで、そういう費用につきましても削減になっております。あと、最後に橋梁のお話がございましたけれども、計画時点では橋梁の見直しが必要だというところもありましたけれども、先ほど言いましたように、護岸拡幅の形態が変わったり、あと、事業進捗の関係で、圃場整備等が先行したりするようなことがございまして、橋の数が減ったというような状況で事業費が削減されたというところでございます。いちばん大きいのが、護岸の施工量というところでございます。

《議長》 それで持って安全性が確保されるんならば、非常にいいことですよね。その点は大丈夫なんですか。

《河川課》 今時点での護岸の状況については確認をとっております。今からも先ほども申しましたが、点検を隨時実施ながら、品質確保には配慮して、気をつけていきたいと思っておりますので、大丈夫だというふうに考えております。

《議長》 他にございませんか。これは、もう92%進捗しておりますので、残り8%、早急にがんばって完成をしていただきたいなと思っております。それではこの事業につきましてお諮りをいたします。事業者が申しております対応方針案の継続が妥当であるということでおろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい。ありがとうございました。では、この事業については、継続として答申をいたします。はい。どうもお疲れさまでした。

【再評価】 3. 総合流域防災事業 白杵川 (県事業)

《議長》 はい。では、再評価3番、総合流域防災事業、白杵川について説明をお願いします。

《河川課》 続きまして、白杵川水系、白杵川の総合流域防災事業について説明いたします。本河川については、前回、平成21年度に受けた再評価時点から、事業の目的、事業費、計画期間などに変更はございません。白杵川の位置です。白杵川は、白杵市街地部を流下し、白杵湾へ注いでいる、流路延長18.2km、流域面積、約90.7平方kmの二級河川です。白杵市の中流域には国宝文化財の白杵石仏があり、歴史文化観光の豊かな市で、白杵川は、この中心部を流下している河川です。詳細な位置図になります。白杵川の総合流域防災事業は、平成12年度に採択を受けまして、事業を実施しております。事業延長は7.1kmとなっており、下流の1.3kmは、特に甚

大な被害を受けたため、平成14年から平成20年度まで、別事業である床上浸水対策特別緊急事業で集中的に整備を進めております。それから上流つきまして、総合流域防災事業を実施しております。概略の平面図に、平成5年9月の台風による浸水範囲と、事業の進捗状況を示しております。水色は浸水範囲を、黒色が施工済み区間、緑が未施工区間を表しております。臼杵川の航空写真です。先ほどの平面図同様に、平成5年9月の台風13号による浸水範囲を水色で着色しております。多数の人家が浸水範囲にあることが確認できまして、当時の浸水被害が甚大なものであったことが分かります。当時の浸水被害を引き起こした要因としましては、河道断面が不足していたことや、橋梁や堰などの河川横断工作物による水の堰上げが考えられております。臼杵川下流域の浸水状況写真です。臼杵川の支川である温井川や、小河内川、臼杵川本川付近での浸水被害が発生しております。写真は平成5年、平成9年、平成10年の浸水写真です。支川の河川断面が不足していたことや、本川水位の影響で浸水被害が発生しております。この区間においては、床上浸水対策特別緊急事業で集中的に整備を進め、浸水被害の軽減を図っております。続きまして上流域の浸水写真です。平成9年9月の台風による出水状況です。上流域でも下流域と同様に家屋の浸水被害、道路の冠水被害が発生しております。この区間では、いまだにこのような浸水被害発生する可能性が残っております。続きまして近年の浸水状況です。平成23年9月の台風15号の際には、計画区間の上流域において浸水被害が発生しました。出水後の写真となるのですが、左の写真は、臼杵南中学校のグラウンドが浸水し、グラウンドの横にあるフェンスが倒壊をしたところの写真です。右は国道502号が冠水したところを再現した写真です。この位置まで水が来ております。下流の臼杵川本川では浸水被害が発生していないことから、整備による効果が分かります。

続いて事業効果を説明いたします。右下の写真は、床上事業で改修を行いました臼杵川の支線、温井川の改修後の写真です。赤の点線が改修前の断面です。河道拡幅を行うことで浸水被害の防止を図っております。右上の写真は臼杵川本川で、河道断面が不足していた箇所を掘削した直後の写真となっております。左上の写真は、国道502号の道路事業と連携し、臼杵川の築堤を行った箇所の写真です。道路事業と連携することで、より効果的な改修を実施しております。続きまして事業効果です。左の写真が掘削前で、右が掘削後です。河道掘削により、河川断面を広げていることが分かります。既存護岸の活用を行いながら、河道の掘削、築堤を行い、浸水被害の解消を図っております。

続きまして整備の方針です。既設護岸の利用や河岸の植生に配慮した河道計画となっております。掘削時には、現況の河床形態を変えないことで、多様な水環境の創出を図れると考えております。今後の整備区間ですが、洪水時に支障となる固定堰がありますので、可動堰として改築することにより、浸水被害の解消を図っていきます。残土です。全体計画での掘削土量が、25万3千立方メートル。築堤に必要な土量が5千300立方メートル。今年度以降に発生する掘削土量が、10万5千立方メートルで、築堤に必要な土量が800立方メートルの予定となっております。残土量とし

て、約10万4千立方メートルとなる見通しで、時期の調整を図り、他の公共事業へ流用する予定としております。

最後にまとめです、評価基準は、再評価後5年経過です。改修効果としまして、家屋492戸、宅地田畠等、144ヘクタールの浸水被害の防止。国道502号の冠水防止による避難経路の確保などが上げられます。また、費用対効果も4.86であることから、本事業を継続したいと考えております。以上、よろしくお願ひいたします。

《議長》 はい、ありがとうございました。それではご意見。

《委員》 この前、現地調査に行かせていただいて、見ていただきました。それで、だいたいこれは予定どおり順調に工事が進みつつあって、もうこのまま、ちょうど今、5年の節目であるから評価を受けてますが、このまま、また順調に進めたいという意味だろうと思うんですよね。で、それに対しては賛成なんですが、ちょっと私、疑問に思うのが、この前の臼杵川の前の桂川の方と見比べて、この前の説明会の時もお尋ねしたんですけども、臼杵川のこちらの工事の方は、どんどん順調に進んでいるんですよね。で、予定どおり、30年に終了予定。で、桂川の方は、平成2年から、当初予定では17年に完了のはずなのに、非常に伸びてしまっているわけですよね。で、その理由は、臼杵川とか武蔵川においての床上浸水対策特別緊急事業等のこれこれに集中投資したということをご説明を受けてますと、比較したら、伸びてる、この順調の方はいいんですけど、待たされてる方にもうちょっと急ぐようにうまく進めていけるといいんじゃないかなと思うんですよね。で、説明会の時にお尋ねした時は、事業費の予定そのものが、何か全然違うので、これはどういうふうに違うのだろうかとお尋ねしたら、いろんな状況を勘案して、そういうふうになりますということだったんですが、やっぱり事業費が付かない限りは進めようがないと思うんですが、どういう基準でどの工事に幾らぐらい充てるというのが決まっていくんでしょうか。ちょっと前回のご説明より、もうちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。

《河川課》 非常に重たい、説明しにくいことではございます。どうしても河川改修事業、非常に年月がかかるものの中で整備を行っている途中で、やはりまた新たな別の災害が発生したりする、緊急に改修をやらなきやいけないという部分も出てまいります。そういった中で公共事業費が全体にはかなり絞られてきている中で、優先順位を、その時代ごとに優先順位を考えながらやってきているというのが実態でございまして、委員おっしゃられます桂川については、特に下流側の浸水エリアを早期に整備を行ってきたという中で、若干、上流域については、下流がある程度整備できればある程度の効果を發揮できるという中で、他の部分の優先順位の高いところに事業費を充てていって、県全体としての浸水の被害の軽減に努めていくというような考え方でやっているというのが実態でございます。

《委員》 はい、ありがとうございました。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 野田堰のことについてお伺いしたいんですけど、現在の利用状況と言うか、農業用水とかに利用されているのか。あるいはその他の利水等も含めて行われているのかと、それから、今後、転倒堰に、たぶん、改修されるというふうなお話だったんですけども、魚道とかそのへんのところはどういうふうに考えておられるのかお伺いしたいと思います。

《河川課》 はい。この野田堰ですね。今、画面で出しておりますけども、これ両岸、右岸側も左岸側もですね。両岸取水で、農業用水に使われております。今年度、この堰の改築にかかるということで工事を予定しておりますけども、その中で魚道についても整備を併せて実施する予定にしております。今の現在の堰では、たぶん、写真の真ん中あたりに小規模な魚道がありますけれども、今回の予定では、左岸側の方に魚道を整備を計画をいたしております。

《委員》 堰の改修後も、農業用水ちゅうか、利水の方の水量等は変わらない、同じ量を確保されるというような理解でよろしいでしょうか。

《河川課》 はい。この堰については、特に変わりはありません。

《委員》 はい、ありがとうございました。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 この写真の前の2の3の11の、もう一つ前。これですね。これで見ると、やっぱり整備方針がいいと言うか、すごく積極的に、生物多様性で言うと、河畔林の移植したりとか、それから、外来植物を駆除したりとか、その対岸の方はできるだけ極力残すとか、すごく積極的で、これは勝手に想像を今、してるんですけどね。平成2年で先ほどの桂川が始まって、今度は平成12年で始まってて、あれでしょうか。河川整備計画を立てる段階で、やっぱり、多少は生物多様性とかそういうものをだんだん意識してこられているのかなというふうに思いまして、その事前、事後とか、そこらへんの部分も含めて、先ほどとあえてちょっと比較していただいてですね。

《河川課》 はい。平成9年に河川法の改正という中で、治水と利水、そして併せて環境という部分を河川法の中に謳われたという中で、それ以降、それ以前からも、当然、環境を考えながらということは整備を行ってきておったところですけれども、河

川法上で謳われたということで、それに対応して、その後、河川整備計画を立てていく事業に関しましては、環境に十分配慮しながら、自然になるべく生かすかたちでの整備というかたちで、我々事業に携わる者は皆、そういう意識を持ちながら、設計の段階から、そして施工の段階にもかけて、そういう意識を高く持ちながらやっていくというところが現状でございます。

《委員》 ありがとうございます。このこの事業に関してはあれですかね。先ほどで言えば、事後の方の計画の中で、もちろんその事後調査はできるとは思うんですけど、もう少しモニタリングとか、その一步手前の段階で、毎年とは言わなくてもいいんでしょうけど、例えば貴重な生き物とか、あるいは、どこか移植したものがどうなっているのかとか、何かこう、重点的に継続調査するっていう、そういう予定はまだないんでしょうかね。

《河川課》 白糸川につきましても、ちょっと現状の中では、特にそういう配慮をしなければいけない希少種とかいうものは特にないというところがございまして、先ほどの桂川と同様でございまして、事業を完了した段階での事後の評価の中で確認をしていきたいというふうには考えております。

《委員》 これ、先ほどの事業で言うと、2019年に終わるとか、この事業は2018年だから、その2020年にはセーフかもしれませんけど、ぜひ、だんだんと積極的になってるという部分は理解しているつもりなんですけど、先取りをされて、今後の部分の事業に関しては、継続調査とか事前の部分で、だいたい今、一つの目安としてワシ、タカとか頂点にいるもの。それから絶滅危惧種とか希少種とかいう部分で、当然、焦点を当てるというのは当然だと思うんですけど、若干、絶滅危惧種でも一類、二類、準までぐらいを、ちょっときめ細かくできるような整備方針を、この事業ということではないんですけど、今後とも継続されていくわけですから、いろんな事業、ぜひ、ちょっと意識しておいていただければと思いました。で、やはり、この白糸川の方が、先ほど、予算が多いというのもあるのかもしれませんけど、やっぱり時代が経過している部分、いろいろ法的な整備もされて、より充実してきてるというふうに理解すればいいんですかね。

《河川課》 はい。そういうことになると思います。

《委員》 はい。ぜひ、じゃあ、今度はその先も目指してよろしくお願ひします。

《河川課》 はい。

《委員》 以上です。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 事業費のことなんですけども、この河川事業ちゅうか、この臼杵川が特殊なのかよく分からんんですけども、本当に事業費の変動もなく、順調に進んでいるという、こういう印象を受けるんですけども、だいたいにおいて変動があって、しかも増加する場合が多いように見受けられるんですけども、これはたまたまなんでしょうか、それとも臼杵川の事業に関しての個別な特殊性によるものなんですか。

《河川課》 どちらかと言うと、中小河川の見直しというお話を先ほどさせていただきましたけども、既設護岸を使ったり、そういった取組をする中で、事業費は減っている傾向にあろうかと思います。ただ、この臼杵川につきましては、主たる、残っている工作物も、先ほど言った野田堰であったり、あと、一部護岸につきましても、新設しなければいけない状況にありますので、事業費としては今、変わってない状況にありますけれども、河川全体でいくと、区間が変わってないところについては、事業費が下がり気味の傾向にあろうかと思っております。

《委員》 また蒸し返すようで悪いんですけども、先ほど意見でもある委員さんから言われましたけど、例えばよその事業、桂川の例がありましたけども、そちらから少しこちらに持ってくることによって、例えば臼杵川の方が順調に、言葉は悪いけども、スムーズに工事が進むみたいな、そういうことも、緊急性と言えば、もうそれまでかもしれないけども、どうなんですかね。何かそこらへんがちょっと、私もいまいち、よく。

《河川課》 なかなか、臼杵川に限ったものではないんですけど、事業の進捗に伴いまして、例えば用地の買収が必要な場合とかいうところは、その時には当然、費用をかなり投下しなければいけない場合もありますし、例えば先ほどの堰のような構造物を施工する時っていうのは、そこにどうしても、やるためにには必要な費用をかけざるを得ない。そうなると、その土地にはどこかほかのところ、例えば通常の河床を掘削するとか、護岸を順次やっていけばいいようなところについては、少ししづ寄せが行ったりとかいうようなことがございますので、そのあたりは全体の河川の事業、20数事業ございますので、その中である程度バランスを見ながら、必要、重点的に当該年度にやらなければいけない時にはどうしてもそこに持つていかなきやいけないということも出てまいりますので、そのあたりは十分、全体を見ながら配慮して、事業は進めていきたいというふうに考えております。

《委員》 もう、異常気象で、本当にもう、さまざまなことが、想定外のことが起こりますね、これからもたぶん、起こると思うんですけども、もう、人間の知恵ではど

うにもできないことが多いかもわからないけど、そういう場合はもう、やっぱり事後に事後にという感じで、やっぱり、なっていくような感じになるんですかね。やっぱり、その大きいところとか河川の流域の長いところとか緊急性を要するところみたいなところがどうしても先に行くと思いますけども、そうすると小さなところは、どうしても後々になってしまふ。でも、そういうところにもやっぱり人々の暮らしはあるわけで、生活はちゃんと営まれているわけですね。そうした場合、どういう見方をするのかというところですね。やはり数とか規模とか、そういうところでやっぱり決まってしまうのですか。

《河川課》 やはり災害に遭う頻度というのもございますし、それから、特に近年に大きい浸水被害を受けた場合とか、そいういったいろんな事情を勘案しながら、優先度を決めていってると。実際、先ほど言わされましたように、ある程度、今のいろんな異常気象の中では、なかなか従前のように考えていたものよりも大きな雨等がございますので、そうした場合には、どうしても事後の対応というのになってくる場合もあります。それについては少なくとも災害復旧という中では、早く復旧できるようにいろんな体制を整えながらやっているというのが現状です。

《議長》 よろしいですか。

《委員》 はい。

《議長》 はい。それでは、まだありますか。

《土木建築部長》 ちょっと今のお話、少し補足させていただきたいと思ってます。桂川の臼杵川もずいぶん長い期間をかけて改修をやってきてるんですけども、今、ご質問がありました、その予算の問題というのは、なかなか悩ましいところがあります。できるだけ我々としては効率的にやっていきたいと思ってるんですけども、例えば桂川あたりは橋梁の改築とかあるんです。で、そういう事業とタイミングを合わせてやっていく方が、より効率的に短期間でできるということもあります。それから用地の問題も、実は、桂川、ちょっとあります、そいうったところを見ながら、なかなか進んでいないということだろうと思います。一方の臼杵川は、やっぱり大きな構造物が連続して、それがネックになってるということで、やっぱりどうしても大きなお金を落として、一つ一つ解決していくという流れになってるわけです。ただ、予算が小さいから、小さいところをどんどん見捨てていくのかということではなくて、やはり臼杵川はやっぱり、あと4年ぐらいで終わってしまいますので、そこが終わったら次は桂川にまた大きなお金を投資して、そちらを早く終わらせていくと。で、また次に洪水が来てやらなくちゃいけない場合には、また次と。やっぱり長い期間かけているところを早く仕上げていくというのは我々の責務だというふうに思ってますので、ち

よつと今、アンバランスなところがありますけれども、裏にはいろんな事情があるというふうにご理解いただければというふうに思ってます。

《議長》 ということで、いちばんなかなか難しいところでございますが、とにかく、どこを優先するかというのは、大変悩ましいと思いますけど、十分、諸般の事情をよく府内で判定をしていただきたいなと思います。それでは、この事業につきましてお諮りをしたいと思います。事業者が申しております対応方針案、継続が妥当であると認めることでよろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい、ありがとうございました。では、この事業については、継続として答申をいたします。ただ今、トキハのお昼のサイレンも鳴りましたが、まだ、ちょっと一つ残っておりますので、もう、続けていった方がいいでしょう。

【再評価】 4. 森林環境保全整備事業 入蔵大峠線 (県事業)

《議長》 はい。それでは、再評価4番目の方に入りたいと思います。それでは再評価対象事業、最後でございますが、森林環境保全整備事業、入蔵大峠について説明をお願いします。

《林務管理課》 よろしくお願ひいたします。それでは、林道、入蔵大峠線について説明をいたします。この林道は、大分市大字入蔵の林道穴田線を起点といたしまして、同じく大分市大字沢田の林道、御座ヶ岳線を終点とする、全長約11キロの林道でございます。利用区域は、528ヘクタール、旧野津原町の県民の森の中を通過する林道でございます。黒い部分がすでに開通したところ。そして、赤い部分が残りの部分というところになります。路線の概要でございますが、全体の延長は11,450m。これまでに完成した区間が9kmほど。残りが2.2kmほどということになってございます。事業費は31億円。進捗率は、事業費ベースで7割、延長で8割でございます。事業期間は平成7年からスタートをしておりまして、当初の予定では平成28年までということを考えておりましたが、予算配分の問題で、今回、2年延長して、平成30年までとさせていただければと考えております。

現地の状況でございます。こちらが起点でございまして、林道穴田線に接続をしているところでございます。手前側が今回の林道、入蔵大峠線ということになります。こちらは終点側ということでございまして、林道御座ヶ岳線に接続しております。

右の方が終点ということになります。これは完成した部分の林道でございまして、幅員は5mでございます。ここは砂利でございますが、急な傾斜の区間につきまして

はコンクリート路面工ということもしてございます。法面は、植生により保護を図っておりますとして、植生が期待できないところにつきましては、モルタル吹付工等で対応をしてございます。工事の際に発生した土砂は、一箇所に集積をいたしまして、林業の作業をする際のヤード、作業用の施設というかたちで使うようにしてございます。このようなかたちで、路線内で全て残土は処理しております、外への持ち出しというものはございません。利用区域は、約500ヘクタールほどございますが、スギとヒノキ等、人工林が全体の6割というかたちです。大分県の平均が5割強でございますので、この地域は、人工林の割合がより高い地域になっております。その人工林でございますが、5年毎に1齢級というかたち表示してございます。1齢級というのは、植えてから1年目から5年目ということになります。そして当利用区域内でいちばん多いのは、8齢級以上というかたちになります。植栽してから40年を超えているというような林分の面積がいちばん多いということです。そしてこれが、林業、丸太生産というところに最も適するというようになってございます。現場でございますが、この林道の開通に伴って、大型の林業機械が現場に入ることができるようになりました。そして、伐った丸太につきましては、先ほど土を集積して土場にしてますと言いましたが、その場所まで大型トラックが来て、それから大きなロットで丸太を運ぶというようなかたちで、効率的な木材生産ができるようになってございます。そこの効果でございますけれども、林道の開設前はチェーンソーで伐って、林内作業車という小さい機械しか使えませんでしたが、開設後は、チェーンソーで伐るところは変わりませんが、その後グラップル、プロセッサー、フォワーダという大型の林業機械が現場で使えるようになりました。これに伴いまして、丸太1立米あたり2千800円コストが安くなり、ヘクタールで換算いたしますと、20万円ほどのコスト削減ということになってございます。これまでに森林整備をした場所を図示してございます。整備の目標は、10年間で160ヘクタールを実施するということになってございまして、平成25年までに112ヘクタールをすでに実施しております。図の黒い文字の部分が、すでに終わったところでございます。実際に森林整備の状況でございますが、帯状間伐というかたちで機械を使って、ある一定の区域をまとめて伐るということができてございますし、伐ったあと、新植するというようなかたちで施業してございます。また、これまでアクセスが出来なかった森林は整備が遅れている箇所がありましたら、路線開設後に森林整備が行われ下草が生えて、健全な森づくりができてきている状況になってございます。この他、この利用区域内には大分県が、長期育成循環林施業モデル団地というようなかたちで指定した区域がございます。これは持続的な木材生産と公益的機能を發揮、両立していく区域でございます。右下の写真を見ていただくと分かるんですが、木をこのようなかたちで抜伐りをいたします。そして、左下にございます機械で出していくというようなかたちで、少しづつ抜いて伐って、抜いて伐ってというように繰り返すかたちで、効率的な施業を目指すというものでございます。このような施業をやるために、密度の高い路網、そして林業機械が不可欠でございます。

また、林道の起点の部分ですが、大分県で初めて森林セラピー基地に認定された地域がございます。森林セラピー基地と言いますのは、森林のリラックス効果が、森林医学的にある程度実証された森林で関連施設の自然社会条件が一定の水準で整備されている地域でございます。この地域は、全国で57箇所、森林セラピー基地があるうちの一つでございまして、平成24年3月に指定されています。入藏大峠線も、このセラピーロードの一部になってございます。この林道は、車で通行も可能ですが歩くのもお勧めな道として位置づけられてございます。右下の写真にあります通り、野鳥を観察する方もいらっしゃいますし、右上の写真になりますけれども、起点側の宇曾嶽神社というところがございまして、この林道が、そこへのアクセス道となってございます。年に三回ほどお祭りが開かれておりまして、その際には、大勢の方がこの林道を利用しているという状況になってございます。

今後の対応方針でございますが、今回の評価の基準といたしましては、再評価後5年経過というものでございます。事業の進捗状況といたしましては、平成25年末時点で、進捗率が約7割になってございます。残りの事業につきましては、事業期間を平成30年まで、2年間、延長させていただきたいと考えております。また、事業の実施に当たりましては、地元や関係機関と十分協議をしながら進めてまいりたいと考えております。対応方針といたしましては、費用対効果も1.0以上あり、利用区域内の森林資源の利用、管理、あるいはまた、地域振興という観点から継続というかたちでお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

《議長》 はい、ありがとうございました。それでは、ご意見をお願いします。どなたか。

《委員》 セラピーロードに指定されてるということなんですけども、具体的にどういう使い方をされているか。あと、周知されているのか。また、それを目的にどれくらいの人が訪れているのかということを教えていただけますか。

《林務管理課》 まず、セラピーロードなんですけれども、林道の一部になります。どれくらい使われているのかというのは、大分市の方がデータを取ってございまして、例えば「森林セラピートラベル」とか「もりのようちえん」というようななかたちでイベントを開いた際には、延べで265名の方が来ております。これはイベントというかたちで明らかにニーズが分かっているものでございまして、その他、日々使われている方もいらっしゃると思います。

《委員》 はい、ありがとうございます。

《議長》 はい、他にございませんか。

じゃあ一つ、この利用区域面積で、528ヘクタールのうちの、10年間で160

ヘクタール森林整備をやりますね。だいぶ残りが出るわけですけれども、それはどうなるんですか。

《林務管理課》　はい。まず利用区域528ヘクタールのうち、主に施業をするのはスギとヒノキということでございまして、300ヘクタール強ということになります。約半分ぐらいが終わったというかたちになります。それで、残りの部分につきましては、施業の適期に合わせて、順次やっていくということでございます。あと、間伐がメインでございますので、また木が混んでまいりますと、同じ場所で10年とか15年経ってからもう一回やるということもございます。また、その他広葉樹がございますが、これは天然林でございますので、特に何もなければそのまま維持していきます。森の状況に応じて施業をしていくということになります。

《議長》　この整備というのは、間伐のことを意味しているのですか。

《林務管理課》　ええ。先ほど、齢級構成のグラフをお見せいたしましたが、このメインボリュームにある山で必要な作業としては間伐が多くなります。ただ、主伐というかたちで、全部伐ったあとに、写真左下にございますようにもう一回植えて、下刈りというような作業も出てまいります。

《議長》　はい、どうぞ。

《委員》　再評価書の最初のタイトルのところに、森林環境保全整備というふうに書いてあって、農林水産省の補助事業であると思うんですが、他に環境省だと、さっきのセラピーロードもありましたけども、厚労省とかの補助金も入ったりしてるんですか。県独自の事業なのか、そのへん含めて、費用面をご説明いただきたいと思います。

《林務管理課》　この事業は、国の補助を受けておりまして、国の補助事業が森林環境保全整備事業という名称になってございます。国の補助に県の負担を合わせて事業実施しております。

《委員》　そうすると、パワーポイントの1枚目のところは、森林管理道というふうに謳ってあるんですけど、森林管理道と森林環境保全整備では、若干、受ける印象が違うような気がします。そこで費用の話が裏にあって、こういう表現になっているのかなと勝手に思ってしまったのですが、ご説明いただきたいと思います。

《林務管理課》　森林管理道と申しますのは、以前は普通林道だったり、広域基幹林道というような名称でした。それが森林管理道と森林基幹道というように国の補助事

業上の道路の名称が変わりましたので、ここには森林管理道というかたちで載せております。

《委員》 事業名のところにある森林環境保全整備というのは、別に謳わなくてよろしいわけですかね。

《林務管理課》 それは国の補助事業の名称です。

《委員》 ああ、国の補助事業の名称が森林環境保全整備であって。

《林務管理課》 森林管理道は道路の名称でございます。

《委員》 そういう名称で、内容的には森林管理道という理解でいいということでおろしいですか。

《林務管理課》 はい。

《委員》 ありがとうございました。

《議長》 他にありませんか。どうぞ。

《委員》 すいません。この森林セラピーロードっていうのは、副次的効果っていうことですよね。だから、この事業そのものは森林保全のための事業であって、セラピーロードとしての活用は、利用者に任せられているっていうことですかね。なぜ気になるかというと、個人的な話ですが、よその方が来て、森林を味あうのはいいんですけども、春先になると、山菜を持っていって入り口にビールの缶を置いて帰って下さるということがあります。来る人のマナーがいちばん大事と思うんですが、管理までこの事業ですか。それとも、それぞれ来た人のマナーに任せているのか説明して下さい。

《林務管理課》 林道事業ですので、森林セラピーロードの立場からゴミ捨てとか、そういったものを事業で見ているということはございません。あと、森林セラピーロードのエリアは、所有者が県でございます。それで、今のところ山菜を根こそぎ採るとか、ゴミを捨てるとか、そういうことは特にないと聞いてございます。また、林道入口付近に県民の森の管理事務所もございます。そういう点では、比較的目が届きやすいところなので、悪影響は少ないとふうに考えてございます。

《委員》 こうしてほしいという意味じゃなくて、やはりせっかく林道ができる、林

業の振興にもつながっていくし、そのセラピーロードにもなっていくっていうところで、いいかたちで森林が残るといいなという希望を持ってお尋ねしたところです。

《林務管理課》　はい、分かりました。ありがとうございます。

《議長》　はい、どうぞ。

《委員》　2の4の9のところですが、残土の状況です。掘削残土については、林業作業用の場所の確保ということで、里山の一部を埋めるということですが、何平米ぐらいの規模なんですかね。

《林務管理課》　広いところで1,000m²、約1反ぐらいの広さにしかなりません。

《委員》　一反ぐらいということですね。例えば里山の方で谷地だと水の流れとか、それストップしちゃうと、今度下流が枯渇するとか、その影響はどうなのかなと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

《林務管理課》　ほとんどの場合谷部を埋めますので、この中には暗渠を設けまして、水が滞水しないように工夫しております。

《委員》　暗渠は、いわゆるコンクリートのパイプ、あるいは三面護岸みたいな感じでなのか、あるいは谷地が、その部分だけは暗渠だけど、ある程度自然な部分に配慮されてるものなのかなはいかがですか。

《林務管理課》　どうしても流速がつくものですから、コンクリートの二次製品のパイプで暗渠を設置しています。

《委員》　底に取付ている感じですか。

《林務管理課》　はい。

《委員》　このあたりも将来的にどうなのかなとは思うんですけど、今回確認をさせてもらいました。

《議長》　はい、どうぞ。

《委員》　現地に行かせてもらいました。その時の資料で、スギ、ヒノキに関して、

CO₂の吸収率が高いというような、説明を受けたんですけど、そのことを、便益に上がらない効果のところに記載できるのではないかですか。

《林務管理課》 炭素固定につきましては、便益の中に入っておりますので、その他の効果のところには記載しておりません。

《委員》 じゃあ、どの項目に入るんですかね。木材生産と森林整備経費、森林の総合利用便益。どの項目に入るんですかね。

《林務管理課》 森林整備の経費縮減便益の中の、森林整備促進便益の中に入っています。

《委員》 森林整備経費縮減等便益、この中に含まれるんですか。

《林務管理課》 はい。その中にまたいろんな項目がございまして。

《委員》 小さい項目があるわけですね。

《林務管理課》 その中の森林整備促進便益の中に含まれております。

《委員》 ああ、そうですか。分かりました。

《議長》 はい。他にございませんか。無いようでしたら、お諮りをしたいと思います。事業者が申しております対応方針案の継続が妥当であると認めることでよろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい。ありがとうございました。では、この事業については、継続として答申をいたします。ご苦労様でした。

【事後評価】 1. 総合流域防災事業 寄藻川 (県事業)

《議長》 それでは再開します。午後は事後評価です。事後評価1番、総合流域防災事業、寄藻川について説明をお願いします。

《河川課》 総合流域防災事業二級河川、寄藻川水系寄藻川の事後評価についてご説

明させていただきます。寄藻川は、宇佐市と豊後高田市との境界に位置しております。周防灘に注ぐ、流路延長約17km、流域面積約33平方kmの二級河川であります。寄藻川では、度重なる洪水で氾濫し、家屋、田畠および道路などの公共施設に被害を与えており、このため河川断面の拡大と堰などの構造物の改築を行いました。なお、河川改修の区間は、河口部から本川、約6km、支川延長が、約1kmとなっております。本事業における全体事業費は、約39億円で、昭和58年より事業に着手しております。平成21年度に事業完了しております。図中の水色の範囲でございますが、過去に発生した浸水の範囲となっております。近年では、平成9年の出水により、床上浸水24戸、床下浸水145戸の家屋浸水が発生いたしました。続きまして寄藻川の航空写真です。水色の着色部が、過去に発生した浸水範囲になっております。写真的中央の河川が寄藻川でございます。上流より支川の向野川、松崎川が合流いたしまして、河口へと注ぐ河川となっております。紫色の線が道路を示しております、国道の10号と213号および県道中津高田線も通っております。宇佐市街地と高田市を結ぶ主要な道路が横断しております。また、黒色の点線がJR日豊本線となっております。寄藻川の沿川には宇佐平野が広がっております。本県最大の穀倉地帯となっております。続いて出水状況の写真です。平成9年9月の台風19号による出水の状況です。いずれも支川、向野川の写真でございますが、堰による水位の上昇や、土砂体積等による河積の不足によりまして、道路の浸水や家屋浸水への被害が見られました。続いて、全体事業費の説明をさせていただきます。左側が平成14年再評価していただいた際の概要となっております。当時は昭和58年から平成20年完成予定であります。総事業費は、38億8千500万円でした。主要な工種といましましては、築堤、掘削、護岸や樋門樋管の設置、堰の改築等がございました。右側の表が今回の評価になります。昭和58年着手で、平成21年に完了しております。総事業費は39億5千万円で、主要工種については変更ございません。当初の概要に対しまして今回の評価では、事業費が約6,500万増加し、事業期間が1年間、延長しております。事業費増加の主な理由といましましては、寄藻川本線下流の左岸において、堤防の浸透対策を行っております。平成20年度に評価検討を行いまして、21年度に浸透対策を実施しております。このため事業期間も1年延びているという状態で、21年度に完成しております。続きまして、本事業における残土の状況です。寄藻川の河川改修事業における掘削土量は、約24万5千立方メートルで、築堤に必要な土量は、約8万7千立方メートルでした。残りの15万8千立方メートルの搬出土は、他の事業へ流用しております。

続きまして河川改修の概要をご説明させていただきます。寄藻川は、かつて断面が小さく、また、大きく蛇行しているために何度も浸水被害が発生いたしました。もともと大きく蛇行していた濬筋を河川改修の掘削、築堤等により是正し、河川断面の拡大を行いました。続いて横断図にて河川改修のイメージを説明いたします。河川改修前の現況地盤を示しております。右岸側の堤防が低く痩せておりまして、また、土砂等の堆積も見られ、河積が狭くなっている状況になっております。流下能力を向上さ

するために、河床掘削や築堤の嵩上げ等を行い、必要な河川断面を確保しております。寄藻川本川において、堤防整備を行った写真になります。改修前では、土砂堆積や植生の繁茂が見られまして、河川の断面を確保できていない状態でした。度重なる浸水被害を、この断面において発生しております。そこで、先ほどご説明させていただいたとおり、掘削等により、おおむね20年確率規模の流下能力を確保いたしました。なお、寄藻川では、平成24年の豪雨も含めて、近年において浸水被害は発生しておりません。続いて、支川向野川のネック構造物である大西堰の改修状況です。既設の堰は固定堰でありまして、構造物の影響により、洪水時には水位が上昇してしまい、浸水被害の一因となっていました。このため、水位上昇を解消するために、固定堰を可動堰化いたしました。可動堰は、通常時は水をためるためにこの扉体が立っておりますが、洪水発生時にはこの扉体が倒れ、通水断面を確保するといった状況になつております。また、改築した堰の右岸側には魚道を設置いたしまして、魚類の遡上を妨げないよう、環境に配慮しております。

続きまして、寄藻川の事業効果といたしまして、近年の出水についてご説明させていただきます。平成24年7月の豪雨では、九州北部に多大な被害を与え、宇佐市の近隣である中津市においても甚大な被害が発生いたしましたが、改修済みの寄藻川では浸水被害は発生をしておりません。右下の図をご覧ください。7月3日から4日までの等雨量線図となっております。総雨量は、耶馬溪で約300ミリ、院内でも200ミリ以上の雨が記録されています。また、この図に寄藻川の流域を図示しますとの位置になりまして、等雨量線図からも、下流では100ミリから150ミリ程度の雨、上流では150ミリから200ミリ程度の雨が降っていることが確認できます。被害の大きかった平成9年では、宇佐土木の総雨量、この地点になりますが、総雨量は198ミリとなっておりまして、これによって、平成24年の豪雨というものが、平成9年の台風と同規模程度のものであったことが確認できます。この際、24年の豪雨の時にも浸水被害は発生しておりませんので、河川改修によって、ある一定の整備効果が発揮されたと考えられます。

続きまして環境への取組です。寄藻川には、オカミミガイ、フトヘナタリガイ、シマヘナタリガイ等の希少種が生息しておりますので、河川改修による環境への影響が懸念されておりました。そこで希少種の保護を目的として、市民、学識経験者との共同により、移植を行いました。すいません、こちら、平成15年と書いておりますけれども、14年と15年に実施しております。失礼いたしました。約1万1千平方メートルにおいて、23万個の貝類を延べ400人で移植を行っております。また、移植から二年間は、学識経験者も含めてモニタリングを実施しております、それぞれの生息環境を確認しております。また、地域の子どもたちも参加しております、新聞にも掲載された環境保全への取組となっております。まとめさせていただきますと、今回の事後評価の基準は、事業完了後5年経過となっております。改修効果といたしましては、家屋、約377戸、田畠、約460ヘクタール、その他に県道市道等の冠水防止が上げられます。また、事業完了後、現在に至るまで、平成24年7月の豪雨に

おいても浸水被害は発生しておらず、民生の安定に寄与しております。

以上総括いたしまして、評価の完了を提案させていただきます。よろしくお願ひいたします。

《議長》 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見お願いします。

《委員》 オカミミガイの移植をされたってということで、こちらにこういうふうに書かれているんですけども、23万個の貝類を移植して、で、そのあと二年間のモニタリングを実施したら、生息が確認されたっていうふうになっていて、それでちょっとよく分からなって言うか、生息をしているけども、その23万個が3万個に減っていても生息しているというふうには書けると思うんですが、数においてちゃんとキープされていたのかどうなのか。移植した貝がちゃんと生存できていたのか。全部。そのへんはどうなっていましたか。

《河川課》 はい。移植させてもらった貝類、全てを調査することってのは非常に難しいので、ある定量的に調査をいたしまして、例えば地点で二つあるんですけれども、こちらちょっと見にくいくらいですが、3m掛けの3m四方の数の調査を事前と事後で評価しております。例えば、移植前の、その3m掛け3mの指標の数字がこちらになりました、移植直後の状態、それから移植1年経過した時に生態の数が激減していたりというところもなく、維持、または、場合によっては増加しているところが確認できましたので、貝としてはそこに根付いて生息しているものと考えて、モニタリングを評価しております。

《委員》 はい、ありがとうございます。ただ、そこまで説明していただくとすごく安心するんですけども、この書き方だったらどうなのかなと、ちょっと分からなかつたもので。ありがとうございました。

《議長》 はい、他にございませんか。

《委員》 大西堰の改修のところの写真があったんですけど、その三枚ある写真の下のところが、魚道の設置状況という写真になってるんですけど、何か水が流れてないような気がするんですが、そうなんでしょうかね。あるいは水は潜って通ってるので、魚道としては機能を果たしてるのか、なんかそのへんの説明をちょっとお願いしたいと思いますが。

《河川課》 こちら、魚道の方、通常は水がもちろん流れるんですけども、ちょうどこの写真を撮った時期、ちょうど農繁期で堰から水を取るために、ちょっと魚道を水が流れちゃうと、堰から水が取れないちゅうことで、上にちょっと差蓋がありまし

て、ちょっとそれを、ちょうど閉じてた時期に撮った写真ですので、ちょうど水が流れていませんが、差蓋を取れば、ちゃんと水が流れまして、魚が遡上できるような状態になっております。申し訳ありません。

《委員》 いえ、説明会の時に気づいたんですけど、事後の評価の写真なので、なんか、これからっていうわけではないので、何か水があった方がよかったですと思ったんで、ちょっと失礼しました。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 それから堤防の改修って言うか、浸透対策工法をやったというふうに、全体事業概要って言うのかな。パワーポイントの6枚目ぐらいですかね。全体事業概要のところの下に、下の文章が二行あるんですけど、堤防の浸透対策や堰改築に伴ううんぬんとかありますけど、堤防の浸透対策の方は、どのような内容のことなのか、ちょっと分かる範囲でお願いしたいと思います。

《河川課》 もともと、平成16年度に東北の方で破堤の被害がございまして、それを見て、国土交通省の方から堤防の点検、また、耐震対策等を事業を実施している中でできる箇所については、対策を行ってくださいというところがありまして、で、この寄藻川が浸透対策等を行えるところだったので、検討対策もしているんですけども、円弧すべりに対応して、各区間について検討を行っています。で、検討を行った区間につきまして、一部区間、今の現況のままであると、非常に構造上、難しいというところがございまして、ここについて押え盛土をして、円弧すべり、計算上、持つように対応しております。

《委員》 検討の趣旨としては、地震によるそういう円弧すべりということなんでしょう。外力の基本ちゅうとおかしいけど、元になったところはどういうことに対する浸透対策工法なのかっていうところをお願いしたいと思うんですけど。

《河川課》 はい。おっしゃるとおり、耐震対策というところで行っております。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 二点伺います。第一点目ですけども、今後の課題として、今度は治水事業だけではなくて環境にも配慮した多自然型の川づくりをしなくてはいけないと、こう、課題を挙げていますけども、どのような観点からこのようになったのか、もう少し詳しくお願いいたします。それともう一点は、もうこれで事業完了なんですけど、これから維持ですね。維持管理とか、それから河川の巡視などは、それはどこがす

るんですかね。大分県がするんですか。地元ですか。

《河川課》 はい。ご質問の二点についてお答えいたします。ここに今後の課題という中で、自然環境に配慮した多自然川づくりに則した河道計画を立てると書いております。で、今、実際は、全ての河川事業において、事業を行う際の河川の整備計画を立てる段階で、同様に多自然川づくりに則した計画を立てるように実施しております。で、そうした中で、寄藻川で行ってきた内容も含めて、他の河川で生かせるものは全部生かしていくという考え方で、全ての今の河川の事業に関しては生かしていく考え方で進めておるというところでございます。それから二点目の河川の堤防等の点検ですけれども、これにつきましては毎年、出水時期の前に、特に重要な部分の堤防に関しては、土木事務所の職員が点検をするというかたちで、各堤防を全部見て回って確認をしているというところでございます。

《委員》 はい。ありがとうございます。

《議長》 他にありませんか。よろしいですか。

(一同よしの声)

《議長》 はい、それでは、お諮りをしたいと思います。事業者が申しております対応方針案、評価の完了ということでおよろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい、ありがとうございました。では、この事業については、評価の完了として答申をいたします。

【事後評価】 2. 都市公園事業 大分スポーツ公園 (県事業)

《議長》 では、続きまして事後評価2番、都市公園事業、大分スポーツ公園について説明をお願いします。

《公園生活排水課》 大分スポーツ公園の都市公園事業についてご説明させていただきます。まず初めに、スポーツ公園の基本構想についてご説明いたします。スポーツ公園は、健やかで活力を高める県民総スポーツの振興を基本理念にし、生涯スポーツ、競技スポーツの振興を柱に、大分県のスポーツ文化の中核施設として基本構想を作っております。総合的な運動施設を配置した広域公園として、平成6年に事業着手して

おり、平成14年にはワールドカップサッカー、平成20年には二巡目国体を開催した状況です。

スポーツ公園全体の位置、配置についてご説明いたします。既設公園の高尾山自然公園60ヘクタールに、新たに大分スポーツ公園193ヘクタールを加え、全体公園面積は253ヘクタールになります。

土地利用の配置計画については、新たに拡大しました193ヘクタールのうち、植物の生息空間を確保するため、保全緑地として60ヘクタール、造成区域の復元緑地といたしまして40ヘクタール、高尾山自然公園と合わせると、160ヘクタールが緑地区域になります。残りの93ヘクタールについては、各運動施設が配置されてる状況です。

ご覧のページは航空写真でございますが、赤で囲んだ線の中に緑を配置した自然あふれた公園となっております。

スポーツ公園の環境についてでございますが、里山の復元を阻害する樹木が、繁茂している状況となっております。これは、公園を整備してから10年経過したことによりまして、阻害樹木が繁殖したことにより、新たな伐採予算を確保する必要が出てきますので、今後はボランティアの方々との活動を促進しながら、適切な緑地管理を図っていきたいと考えております。

次にスポーツ公園の建設発生土についてです。スポーツ公園の基本計画構想時には、27万m³の残土が発生する計画でございました。環境へ配慮し、具体的にはサッカーラグビー場の計画高を1mかさ上げし、17万m³の残土を削減した。もう一つは、軟式野球場、テニスコートの計画高を70cmかさ上げし、10万m³の残土を削減し、合わせて27万m³の残土を全て無くし環境に配慮した工法を取らせていただきました。

次に整備状況です。平成14年度ワールドカップ開催に合わせた施設を設置いたしました。一期計画については、総合競技場、サッカーラグビー場二面、軟式野球場等を配置いたしました。

続いてスポーツ公園の二期計画についてですが、平成20年度の国体関連施設を中心配置いたしました。サブ競技場、陸上投げき場、その他テニスコート20面となっております。

事業費について説明いたします。一期工事のワールドカップまでの開催については、用地買収、造成工事、総合競技場と合わせて578億円。15年度の事業評価再評価委員会において二期工事を追加いたしまして、総合競技場のトラック整備、サブ競技場、テニスコートなど、合わせて36億円という予算を計上しております。この整備の中では、土の配置や緑地管理など、合わせてコスト縮減13億円の予算を削減することができます。

次に公園利用についてでございます。過去5年間の公園利用者数をグラフにしたもので。赤いグラフについては、公園利用者数総数、緑については、総合競技場の利用者、紫については、それ以外の公園の中でいちばん頻度の高かったテニスコートの

利用者をグラフにしております。5年間の平均につきましては、公園全体利用者数121万人。総合競技場については、54万人の利用となっております。その他、テニスコートについては、約10万8千人の利用が図られたところでございます。

公園利用者を比較したところでございます。平成15年の再評価においての予測人数が、いちばん左の120万人。過去5年間の平均については、真ん中の表でございます。全体的に見ますと、120万人から1万1千人増加したところでございます。総合競技場以外の施設については、おおむね増加の現象でございます。

その他、大規模大会等の実績についてご説明させていただきます。まず、平成14年のワールドカップサッカーでは、3試合、約12万人。サッカー日本代表戦のキリンカップ5試合、18万人。大型イベントとしましては、平成20年の国民体育大会や緑化フェア、大規模コンサート4回という実績となっております。

総合競技場の個別の利用についてご説明します。サッカーワールドカップの状況を写真で示したものです。

次に、サッカー日本代表戦、5試合。

国民体育大会の状況。

大規模コンサートの状況。写真については、ミスタークルードレンのコンサートとエグザイルのコンサート。これを合わせますと、平均で4万人規模の観客数が動員されたところで、合わせますと約20万人の利用が計られたところでございます。

その他については、昨年度の平成25年度には、高校総合体育大会。

日常利用については、軟式野球場での初心者野球教室や職場対抗野球など。

多目的運動広場については、職場の野球大会、ラクロスの練習に使われております。

テニスコートについては、小学生のテニス選手権、一般的なレクリエーションとしても活用されています。

サッカー、ラグビー場については、ジュニアサッカーの県選手権大会や、大分県民体育大会等に使われております。

総合競技場の周辺においては、リレーマラソンやちびっ子健康マラソンなどの行事を年間をとおして開催している状況です。

他の施設では、大芝生広場の利活用や、月一回行っております自然観察会。その中でも先週の26日においては、里山利活用推進事業をさせていただきまして、杉浦先生にもご参加いただき、講師としてご講演をいただいたところでございます。

広域防災拠点についてです。上の西エリアでは各支援部隊の拠点基地として活動するエリアと、総合競技場を中心とした東エリアでは、支援物資の分配スペースや、負傷者の治療エリアとして活用することを考えております。

最後にまとめでございます。大分スポーツ公園を整備したところの効果といたしましては、国家的なイベントの開催が図られたり、公園利用者は、年平均120万人の利用が図られているところ。緑地の保全が図られているところ。広域防災拠点としての機能が測られること。このようなことを考えますと、公園の整備効果としては十分に図られていると考えております。以上をもちまして、事業評価を完了できると考え

ております。以上です。

《議長》 はい、ありがとうございました。それでは、ご意見をお願いします。

《委員》 広域防災拠点の機能についてお尋ねします。三点ほどお尋ねしたいんですが、まず、支援物資仕分けスペースとなっている場所は、備蓄も兼ねるのでしょうかということです。次に、この防災ということになると、当然、医療の連携というか、病院との連絡が必要になると思うんですけど、ここは、どの病院と連絡を取り合うような計画でしょうかということと、ヘリコプターの駐機スペースが二箇所あるようですが、これで実際にどういうところで災害が起こったらどんなふうに、ヘリコプターとか車を動かして、何かそういうシミュレーションみたいなことは、すでにされておられるんでしょうか。以上の三点です。

《公園生活排水課》 お答えいたします。まず最初の備蓄についてでございますが、大分スポーツ公園は、広域防災拠点としての機能を図るものであって、備蓄機能は備えておりません。備蓄はその他の県施設の中で、周辺にあります、例えば社会福祉センターが明野にありますが、そういう学校跡地等に備蓄をすることを考えております。大分スポーツ公園は、あくまで活動の拠点基地として使われると思っております。医療についてでございますが、大分スポーツ公園にはＳＣＵと言いまして、広域医療基地と言う臨時病院ができることになっております。各負傷者が、大分スポーツ公園に集まり、ＳＣＵで治療を受けた後、その後、重大患者については、九州各県・全国に搬送を行うような基地になっています。その時にヘリコプターが必要になりますので、ヘリコプター基地を二箇所整備しております。昨年度の25年度に基本構想を作成したところで、26年度に基本計画を作成しているところです。具体的な構想は、その中で決定していくことになっております。

《委員》 すいません。そしたら、このＳＣＵという臨時病院で、どんな機具って言うか、機材を持ってくるかとか、お医者さんをどんなふうに集めるかとか、それは今からってことになるんですね。

《公園生活排水課》 そうですね。今から基本計画の中で決定していくつもりです。

《委員》 はい、分かりました。

《委員》 じゃあ。事後評価書の1ページ目のところに、スポーツ公園の整備計画の図面の方があるんですけど、その中の用語が分からなかつたので、軟式野球場の左というか、文字は軟式野球場と、紫に塗つてある下に、ナーセリーというのが書いてあるんですけど、ナーセリーの意味や意義を教えてください。

《公園生活排水課》 ナーセリーというのは、芝のほ場のことでの芝の育成エリアです。ご承知のことかと思いますが、大分スポーツ公園のドームについては、日照問題により、芝の育成が困難になっております。現在のところ5年に一度、張り替える計画を考えておりますが、その5年先の張り替え用の芝を育成するエリアでございます。

《委員》 はい、ありがとうございます。もう一つ、総合競技場ですけど、会議室等も備えてると聞いてたんですけど、会議室の利用が、アクセスの問題はあるのかもわかりませんけど、はかばかしくないような、少ないようなことをお聞きしたんですけど、そちらについては全然触れられてなかったので、あるいはもう、管理は市がやっているのでしょうか。県が一応、管理をされてるんですかね。そのへんの利用状況等についてはいかがでしょうか。

《公園生活排水課》 会議室がいつも満杯というようなことは、現在においてもありませんが、先ほどご説明した広域防災拠点においては、医療の治療エリアに活用したり、現地の対策本部として利用することも考えております。日常利用については、会場・会議室として使用されてるケースもありますが、それらの利活用を図るために、会議室を一時的に卓球場として振り替えて、皆さんの活用を図るような計画も考えております。

《委員》 会議室等については、町中の方にホルトホールもできて、コンパルやホルトホールの方がよく使われているような気がするんですけど、私もあまり知らなくて、ここのサッカー場のところの会議室等もうまい具合に使えるようなことがあれば、何かPRと言うとおかしいんですけど、あまり使わせたくないのかも分かりませんけども、別の意味があって、そういうふうにされてるのか分からんけども、そのへんの事情が分かればと思ったもので、発言させていただきました。

《公園生活排水課》 スポーツ公園につきましては大分県の所有管理でございますけど、指定管理者制度で、株式会社大宣という広告代理店が管理しております。インターネットのホームページでも、非常に充実させておりまして、場内の案内をしております。会議室につきましては、民間会社が運用してるというところからも、そば道場というかたちで、教室を開催したり、指定管理者として可能な限りさせておるつもりではございます。十分ではございませんけど、今後とも、利用が広がるように、私たちも努力していきたいと思っております。

《委員》 町中と違って、駐車場の料金が要らないんだろうと思うので、案内していただければ、けっこう利用者は増えるのかなというふうにちょっと感じましたので、発言いたしました。ありがとうございました。

《公園生活排水課》　はい、ありがとうございました。

《議長》　はい、どうぞ。

《委員》　現地に行かせていただいたんですけども、その時、さっきの指定管理者の話になって、それで、維持管理費がお幾らかかりますかという質問をしたところ、3億何千万を指定管理会社にお渡しして管理していると。イベントの際にも、収益は県の収益になりますとお聞きしました。先ほどの島田先生のお話とも重なりますけども、なるべく使って収益を上げるっていうことをもうちょっと考えていいのかなと思いました。コンサートの収益が大きいということで、こちらにも書かれてますけども、エグザイルの時にすごくたくさん入って、交通とか飲食とかホテルとかで、たぶん10億ぐらい落ちたんじゃないかなっていう話もされています。もうちょっと企画をして、ここ四年間、大きいコンサートをさせてませんけども、収益を上げていくっていうことをもうちょっとと考えていかれるといいかなと思いましたので、よろしくお願いします。

《公園生活排水課》　やはり県が施設を運営しますと、誘致・企画力等の面で、行き届いたことができないという意味もありまして、民間の活力を借りようということを目指すことができるとしております。そこでコンサートについては、昨年度から大分元気創設基金というのがありますと、その基金を活用し、大分でイベント、コンサートを開いた方については、輸送費など交通にかかった費用に補助を出す制度があります。規模によって違うんですけども、コンサートを誘致する補助制度も作っておりますので、そういうことを周知しながら、今後も利活用を図っていきたいと考えております。

《委員》　コンサートの場合、あのビッグアイでやろうとすると、規模がちょっと普通のコンサートではないですよね。だから一般市民があそこでコンサートを行うっていうのは、すごく難しいと思うんですけども、やっぱり企画会社が企画して呼ぶっていうことになると思うんですが、この企画を指定管理者に委託しているということで、一生懸命やられているとは思うんですけども、収益が大きいものですし、県の方の収益になるということですので、もうちょっと企画力を発揮してがんばってほしいなと思いました。

《公園生活排水課》　分かりました。がんばります。

《議長》　はい、どうぞ。

《委員》 スポーツ公園ですから、あくまでスポーツ関連とか大型イベントで収入を上げるっていうのも大事だなと思うんですけど、他の方では2020年生物多様性国家戦略ではそうはいきませんよという話が多かったんですけど、この公園の自然環境は2020年に誇っていいような事例だと思うんですね。63%の緑地を、その隣の高尾山公園と、生態系ネットワークで言えば、ほとんど同質のものを造って、3分の2近くの緑を残している。質の高い緑を残してるという意味において、オオイタサンショウウオの幼生とともに、いたりして、再生という意味では成功してるなというのは、垣間見ただけでも分かったんですね。防災拠点とか、そういうことも非常にプラスなことなんんですけど、例えば、自然観察会とか地味なところで100人集めようとしても30人ぐらいしか集められなかつたのもあって、残念だなとは思ってはいたんですけど、今後の森林管理計画でいうと、プロに一部は任せなきやいけないかもしれませんけど、やっぱりその地域の里山林として残すとしたら、やっぱり維持管理がどうしても必要になってきます。その部分で、今後の里山管理計画ということで、どうしてもあるインターバル、15年おきとかで管理はしておかなきやいけない。その時に地元住民の人たちから理解を得るためにも、そういう普及啓発は、地味かもしれないけど大事ですし、それから森林の管理計画を立てれば、自然林のままで放っておこうかという場所と、景観でじゃまになるところは、ここは切りましょうとか、それから、むしろ地域の人たちをいい意味で巻き込んで、環境教育も兼ねてするような場所とか、そういう大枠のエリアみたいなのも2020年に向けて、継続調査も、活動もやってるかたちになると、すごいいい事例になるんじゃないかなと思いました。そういう今後の計画をお聞きしたいなと思うんです。

《公園生活排水課》 先ほど担当からも申しましたけど、この事業評価が、完了になったとしても、里山の状態を保つという意味では、密植する樹木は、間伐などしていかなければいけないという認識がありまして、今年度から年間600万円の維持費を確保しまして、今後も毎年、ローテーションを保ちながら、間伐や阻害樹木伐採など専門の業者に頼んでやろうと思ってます。里山利活用推進事業で市民の方などお呼びして、里山活動も今年度だけではなく、今後も継続的に続けていこうという考えは持っており、専門業者にもちゃんと委託をして、継続的に共同作業をするというかたちでは考えております。

《委員》 はい、分かりました。そういういい意味でも、そういう構想を持って、維持管理をもう実施されているということだったんですね。はい、ありがとうございます。

《議長》 他はよろしいですか。

(一同よしの声)

《議長》 それでは、だいたいご意見も出そろったようでございますので、お諮りをしたいと思います。この事業につきましては、事業者が申しております対応方針案、評価の完了ということでおろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい、ありがとうございました。では、この事業については、評価の完了ということで答申をいたします。はい、お疲れさまでした。

【事後評価】 3. 広域営農団地農道整備事業 関臼津地区 (県事業)

《議長》 それでは、事後評価事業の最後です。事後評価事業3番の公益営農団地、農道整備事業、関臼津地区について説明をお願いします。

《農村基盤整備課》 では、早速、説明をさせていただきます。広域営農団地、関臼津地区について説明させていただきます。事後評価の基準は、大分県公共事業評価要領第2条(3)ア、事業完了後5年が経過している事業に該当しております。広域営農団地農道整備事業でございますが、広域的な営農団地を結ぶ基幹的な農道で、農業生産の近代化、生産機械の大型化などです。それから、農産物流通の合理化、輸送距離、輸送時間の短縮です。併せて、農村の生活環境の整備、集落の防災機能の強化、生活利便性の向上等を目的に整備されます。事業採択の要件といたしまして、広域的な営農団地を結ぶ基幹農道であること。二つ目、受益面積が千ヘクタール以上であること。三つ目、延長が10km以上であること。四つ目、車道幅員が5m以上であることでございます。関臼津地区について説明いたします。本地区は、佐賀関町木佐上を起点といたしまして、臼杵市大浜を終点とする一期地区。それから、津久見市の彦ノ内から千怒の二期地区に別れております。佐賀関町本神崎、いちばん北側でございますが、本神崎の国道197号から津久見市の四浦半島まで、約37km。内訳でございますが、この間、国道が12km、県道が8km、市道が2km、農道が15kmを一体化して、ネットワークで農業団地を結びながら、県南柑橘選果場等を核とした生産から流通までの一貫体制を確立し、高能率性生産団地を形成し、農業の振興を図ることとしております。農道についてちょっと補足説明いたします。農道につきましては、赤の線で書いております関臼津地区の他に、茶色でふるさと農道関臼津地区、このふるさと農道関臼津地区というのは県単独事業で、国庫事業である関臼津地区と併せて行った農道整備事業でございます。それから、画面上右の方にふるさと農道荒代地区、それから農免農道四浦地区、こういうものを組み合わせてネットワークを形成しているということでございます。次です。地区的概要ですが、受益面積は、約2千ヘクタ

ール、路線延長が、約12km、幅員は7m、で、総事業費が約113億円でございます。

路線の状況です。

1期地区の起点部、佐賀関町木佐上付近でございます。終点部、臼杵市大浜付近でございます。二期地区、津久見の彦ノ内付近の状況でございます。終点側、千怒の状況でございます。

農道整備事業でございますから、受益地の状況をご紹介させていただきます。本地域では、斜面を利用した柑橘類が基幹作物となっております。かぼす、それからハウスマミカン、サンクイーンなどが栽培されています。水田部では水稻の他、野菜のタマネギ、トマトなどが栽培されております。柑橘類の輸送経路をお示しいたします。本農道を経由いたしまして、緑色の線が、矢印があると思うんですが、小さな緑色の矢印で、支線の農道、それから市町村道を通じて、赤で示しております広域農道の太い緑の矢印がありますが、こういう経路を通りまして、県南柑橘選果場に集荷いたします。その後、県内外のマーケットの方に出荷されます。野菜でございます。野菜につきましては、JAの集荷場、臼杵市の江無田にあるんですけれども、こちらの方にやはり同じように小さい矢印の道路を通りまして、基幹農道である広域農道を通って集荷されるということです。時間短縮の事例ということで、農産物流通の合理化ということでお示しいたします。本農道の整備によりまして、ほ場から集出荷施設への農産物輸送、それから施設から県内外の流通体系が確立され、農産物流通の合理化が図られます。佐賀関町の志生木から、県南柑橘選果場への輸送についてお示します。国道197号および国道217号を以前は利用していたんですが、本農道の完成によって、緑色のような輸送経路になります。距離で、約5km、時間で10分の短縮となります。

受益地の農業施設の詳細です。生産された作物は、臼杵市にある野菜集出荷場でありますとか、津久見市にある県南柑橘選果場に運ばれ、選別され、箱詰めされ、県内外のマーケットに輸送されます。県南柑橘選果場への主な集荷地域でございますが、左上の地図にありますように、旧佐賀関町、臼杵市、津久見市、それから佐伯市のエリアとなっております。県南柑橘選果場は柑橘類の流通拠点となっていますが、本農道の最終の計画変更年度である、最終と申しますか、最新の計画である平成15年度、それから現在、平成25年度の間を比較すると、10年間で取り扱い量が半減しています。これは作付面積の減と、温州ミカンについては農協を通さずに、農協共販から自主販売の方に主流が移っていることが理由です。ちなみに県南地域の柑橘作物の面積なんですが、いちばん下に参考とあります。平成15年で、1,103ヘクタールが、平成25年度の869ということで、面積的には、残念ながら2割ほど減になっているんですが、一方で、ハウスマミカンとかポンカン、デコポンなどの高収益品種への切替を進めているところでございます。JA大分の臼杵集出荷場につきましては、トマトやイチゴなどの野菜や、キュウリなどの取り扱いが多くなっております。あと

花ですが、下の方に米印で書いてるんですが、11万4千本余り取り扱っております。取扱量の推移ですが、トマトや大根などの重量作物から、高齢化などによって重量物から軽い作物に変わったということで、重量的には、平成15年の1, 138トンから、平成25年度の626トンと、減ってる状況です。広域農道が整備されたことによって、流通体系が確立されたことによって、新たな農業の目だしも出ております。事例といたしまして、JR九州ファームの甘夏、それから、運送会社の菌床しいたけなどの企業参入も活発化し、新たな展開が期待されてるところでございます。

農業以外の波及効果でございます。緊急時の輸送路や、災害時の迂回路として利用できます。また、通勤路としても利用されております。参考までに、いちばん左の緊急車両の事例なんですが、臼杵市佐志生から大分市大在まで、実測、実際に車を走らせて時間を計ったところ、従来の県道を経由した場合に比べて、約7分の短縮となりました。同様に、大分市大在から造船所のある臼杵市下ノ江まで実測したところ、5分ほどの短縮となりました。それから波及効果、これ、重要なんですが、臼杵市沿岸は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されており、特に海岸沿いの佐志生から下ノ江、中津浦、大浜は、海拔10m以下の地域に農漁村集落が集落しております。赤の海岸線に赤いラインで入れてるところが、海拔10m以下の地域でございます。で、津波発生時の緊急避難路としての活用も重要でございまして、最近では、広域農道沿いに、右に写真が出たんですが、消防倉庫も設置されて、地域の防災拠点として役立っております。津久見市においても、海岸線の国道217号が、台風や津波などによりかん水した際には、広域農道が、市内陸部への迂回路として活用が期待されております。県南地域の広域観光の振興についても効果が期待されます。臼杵市の二王座、歴史の道、石仏、それから黒島、また、津久見市のイルカ島など、津久見の市街地から四浦半島方面へは、本農道がメインルートとして活用されております。残土処理の状況ですが、工事で発生した残土、表にありますように、搬出土、これが23万7千立米ほどあるんですが、広域農道沿線の農地、農地のかさ上げに使われて、有効に使われているところでございます。

最後に対応方針案です。本農道の整備によって、農産物や農業用資機材の輸送時間の短縮が図られていることや、地域の道路ネットワークが構築され、地域振興と生活環境の改善に寄与しております。農業振興をはじめ、地域の安心活力発展に寄与していることから、本事業の有用性が確認されたものと思っております。事業評価の完了と考えているところでございます。以上、説明を終わります。

《議長》 はい、ありがとうございました。それでは、ご意見をお願いします。どなたかございませんか。はい、どうぞ。

《委員》 3の3の12にあたるところですね。残土の状況の方で、基本的には農地のかさ上げで扱われたんだな。きっと周辺の、何か赤丸を打てるところというところですかね。スライドで言うと、3の3の12に当たるところですけど、先ほど。最

後から二番目のスライドですね。これですね。細かいようですが、等と書いてるから、その他にも何か、若干どつか、埋めたのかなとかいうのもあるんで、おそらく今の段階は、もう、そのまま教えていただければというふうに思いました。はい。

《農村基盤整備課》　はい。お答えいたします。この工期がかなり長かったものですから、委員からご質問をいただきて、過去の担当者等に問い合わせをいたしました。いちばん大きく出たのがトンネルのズリというか、トンネル掘削の時の残土です。

《委員》　それが残土が多いんでしょうね。

《農村基盤整備課》　はい。それについては担当者等から聞き取りして、それとあと、大きな一期区間の佐志生側に、ＪＲに沿って、どうしても避けられない大きな法面のカット等があったんですが、そういうところについては、今、さっき示した三箇所が主な土捨て場です。で、おそらく他の工事も、小さな土捨て場等はあったかと思うんですけど、ちょっともう、かなり古い話なんで、ちょっとそこまでは把握できませんでした。申し訳ありません。

《委員》　いいえ、了解いたしました。ぜひ、これからも農道とか、どうしても発生する切り土と盛り土と、その違いで、それをどこに置くかで、里山を埋めるとか里海を埋めるという部分が出てくる時に、それをできるだけ他の工区に移そうという感じに、そういう発想の仕方でやっていただければなということで確認をいたしました。これはもう、事業、終わっておりますのでね。ですけど、今後の件も含めてよろしくお願いします。

《農村基盤整備課》　今後、そういうつもりで事業を進めてまいります。ありがとうございます。

《議長》　はい。他にございませんか。はい、どうぞ。

《委員》　今日の追加資料の方で、10年前というか、平成15年の値とか20年の値とか25年の値とかを示していただいて、変化がよく分かったんです。分かったというよりは、これだけ変わってるんだなというのが分かったんですけども、最初の計画段階の時というか、と現在で、作物が変わったというのは、この説明で分かったんですけども、農家自体というか営農団地というのか、生産団地の場所自体は、いわゆる農家で担当されてる方が、もう代わられたのか、人、作ってる場所は変わらないんだけども、生産されてる内容が変わってきたのか、そのへんのところも含めてちょっと変化の状況というか、もう少し詳しくご説明いただけするとありがたいと思いますけど。

《農村基盤整備課》 柑橘類が、ここはいちばん大きな受益なんですんですけども、柑橘 자체は、全国的に嗜好の変化等があって、栽培面積は、順次、落ちております。そういった、全国的には同じ動向なんですけど、この地区に注目すると、やっぱり栽培面積が少なくなったことは、団地自体は変わってないんですけども、高齢化によつて、どうしてもこのミカンの作業が、県南の方のみかん園自体は階段畑を使ったみかん園が多いんですけども、その中に小さな農道等も通して、そういった改良もしているんですが、どうしても園内の移動等が、高齢化されるときつくなるということで、それで、ミカンの栽培を断念する、みかん園としての利用が無くなるというかたちがいちばん大きな原因だと思っております。これについては、県の方も農業普及の方が、高齢化対策、これを構造的なものを何とかしようということで、例えば請負の、要はきつい作業を請け負う作業班を作つて、よその人のお手伝いもするとか、それとか、樹高、ミカンの高さ自体を低く育てれば、高齢化されても作業自体が少し楽になる、そういうたった作業性を考えたみかん園地の切替、そして、ちょっと話の中にありましたけど、普通温州は、かなり落ちております。それに変えて、今、県の方では、デコポン等の高収益のものに切り替えております。その切替の際に、サンクイーンとかかぼす、ポンカン、デコポンは、普通の温州ミカンに比べて早く成園化するということで、ミカンの場合はどうしても植えてから4年、5年も待つて、収穫があるというのは、どうしても地元の方は、待ちきれないというか、それだけお年を取られるんで、そういった早く成園化する品種で、なおかつ収益が高い品種の方を推進しております。それと、先ほど言いましたけど、温州ミカンは、一反あたり、単価は安いんですけど、3.5トンとか3.6トンとか、かなりの収穫をしなくてはいけません。それに対してデコポンとかポンカン、今、切替をどんどん進めているものは、一反あたり2.5トンとか、かなり温州に比べて収穫作業自体が少なくて、そして一反あたりの収量は少ないんだけど、単価が高くて収入が上がる、そんなかたちで高齢化策、そしてまた、後継者の対策を現在、進めているところです。

《委員》 国東なんかでは、オリーブもやってるとかいう話を聞きましたけども、津久見臼杵あたりはどうなんでしょうか。

《農村基盤整備課》 この管内ではオリーブはないんですけども、キウイフルーツとかは、やっております。

《委員》 はい、ありがとうございました。

《委員》 この前、現地に行かせていただいて、柑橘類の農家の方の体力的な苦労がたいへん大きいなというのをつくづく感じました。それで今、ご説明の中で、温州ミカンは直接取引が多いので、ここの統計に上げてませんでしたことでしたが、何と言うか、

そういうふうに生産者が直接交渉して売るっていう意識は、今の全体の流れとして増えつつあるんでしょうか、それともやっぱり少数に留まってるっていうか、どんな感じなんですか。

《農村基盤整備課》 今回ご紹介した柑橘選果場は、大分県農協の施設です。昔は農協にかなり、皆さん、出荷してたんですけども、先ほどご説明しましたように、この10年間で、特に農協に出荷する方々が、直接、スーパーだとか仲買の問屋さん、もしくは道の駅とか、最近は特に宅配で直接申し込みを受けて送るとか、そんななかたちに。実際はそれの方が、農家の方々のお金の方が、おそらく皆さん、どんどん知恵を絞りながら、自分の販路を開拓していくんだろうと思うんですけど、そちらの方に移行しているようです。だから、トレンドとしては、面積が高齢化によって少しづつ下がりながら、その中で農協を通す部分から直接販売するところに移行しているというのが、今回の説明です。

《議長》 じゃあ、○○委員さん。

《委員》 はい。事業に修了に伴って、今度は農道なんかの、今度はメンテナンスが、追々始まっていくと思うんですけども、それは受益者が担うんですか。どこがするんですか。

《農村基盤整備課》 農道は、規模の大なものは、こういった広域農道だとか、それとか昔からよく言う農免農道とか、これよりも一個下のレベルがあるんですが、そういうのは県が事業主体となって実施します。で、財源は、実施の時は、国費、そして県費、そしてあと、地元の市町村の負担金をもって実施していきます。で、完了した時は、その財産自体、買収した底地の土地も構造物も全て市町村の方に譲渡いたします。で、市町村の方がそれから管理していくというかたちで、受益者の農家の方々が、この農道に対して管理する負担金をプラスするような負担することはありません。

《委員》 先ほども出ましたけど、農家のこの高齢化に伴って、追々なかなか難しい場面が出てくるような気がしますけど、そのメンテなんかに関しても受益者が担うとなつた場合に、それに対しての方策みたいなものは考えておられるんでしょうか。

《農村基盤整備課》 今、言いましたように、基本的には受益者の方が直接、縁沿いの方が、草刈りとかの管理はどこもあると思うんですが、負担金を持って道路の舗装をよくするとかそういうのはありません。すべて財産を受けた市町村が管理していくことになります。

《委員》 ああ、そうなんですか。はい、分かりました。

《議長》 それでは、お諮りをしたいと思います。よろしいですか。

(一同よしの声)

《議長》 はい。この件につきましては、事業者が申しております対応方針案、評価の完了ということでおよろしいでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい、ありがとうございました。では、この事業については、評価の完了として答申をいたします。お疲れさまでした。

各事業のまとめ

《議長》 それでは、これからとりまとめを行いたいと思います。まず、付帯意見がございましたら、委員の皆さん方のご意見をお願いしたいと思います。何か付帯意見として取り上げることはございませんか。特にありませんかね。

(一同なしの声)

《議長》 はい。今日の議論の中では、何と言いますかね、景観に十分配慮して進めてほしいとか、希少生物のモニタリングですか、そういういった再評価後、あるいは事後評価後のモニタリングの継続をしてほしいというような意見が多かったと思うんですよね。これは、議事録にしっかりと書いていただくということでよろしゅうございますか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい。では、そこんところよろしくお願ひいたします。それではこれより、各事業の妥当性のまとめについて申し上げます。本日の評価結果について、再確認でございます。まず、再評価対象事業4件については、継続を妥当といたします。それから、事後評価対象事業3件については、評価を完了といたします。そういうことで、異議ございませんでしょうか。

(一同異議無しの声)

《議長》 はい。ありがとうございました。また、付帯意見は無いということで処理したいと思います。以上をもちまして、知事に答申をしたいと思いますが、よろしいですね。

(一同よしの声)

《議長》 はい、ありがとうございました。では、ただ今の内容で知事に答申をいたします。答申につきましては、8月28日に井上副委員長と私で行う予定にいたしております。

【報告】離島港湾環境整備事業 佐伯港 大入島東地区

《議長》 それでは続きまして、その他ということで報告事項、お願ひしたいと思います。第29回の事業評価監視委員会で、休止が妥当として答申をいたしました、離島港湾環境整備事業、佐伯港大入島東地区の状況についてご報告をお願いいたします。

《港湾課》 それでは、佐伯港大入島東地区、離島港湾環境整備事業について説明いたします。この事業は、平成23年の大分県事業評価監視委員会で休止の答申をいたしましたが、付帯意見として、今後の方針の検討状況を委員会へ毎年報告することとなっておりますので、現在の状況について説明するものです。まず事業箇所ですが、佐伯市大入島の南東部、石間浦大入島小学校前面の海域でございます。この事業は、佐伯港女島地区で国が実施しています、水深14m岸壁整備事業から発生する、航路、泊地の浚渫土砂、および佐伯市管内の道路事業等から発生する公共陸上残土、合わせて73万立米を受け入れるための埋め立て護岸整備を実施するものです。事業費は47億円、護岸延長は600m、事業実施期間は、平成9年度から平成25年度を予定していました。しかし、当初、平成25年度供用開始を目指としている、水深14m岸壁の整備に伴う浚渫土砂の全てを大入島地区の埋め立て地へ搬入することでしたが、大入島埋め立て護岸の整備が遅れていることから、緑色で表示しています岸壁の供用開始に最低限必要な航路と回頭円部分の浚渫土砂14万立米は、岸壁背後の埠頭用地への埋め立て材として利用することとし、オレンジ色で表示しています、残りの浚渫土砂8万立米を大入島埋め立て地で処分することとしております。この他に佐伯市管内の道路事業等から発生する陸上残土65万立米を大入島埋め立て地へ処分することを計画しております。

これまでの事業の主な経緯ですが、現港湾計画は、平成5年8月の改定により、大入島埋め立て護岸が計画されました。平成9年度に事業採択、15年1月に、公有水面埋め立て免許を取得、同年11月と17年1月に現地着手を行いますが、一部、地元住民等の激しい妨害行動を受け、やむなく工事を中断しております。その後、平成

18年度の大分県事業評価監視委員会で継続の答申をいただきましたが、反対派住民の本事業に対する理解、同意は得られておらず、着工できない状況が続いておりました。このような状況の中、浚渫範囲を縮小し、岸壁背後の埋め立てに浚渫土砂を使うことで、岸壁整備に一定の目途が付いたこともあり、いったん休止して状況を見ることで、平成23年の事業評価監視委員会に事業休止の案を諮り、休止が妥当との答申を受けました。現在の状況についてですが、23年度、今後の方針としまして、今後、佐伯港の船舶の運航状況を鑑み、浚渫の必要性や陸上残土の処分方法等の検討状況を勘案しながら判断しており、課題としまして浚渫土砂については、より航行しやすくするためにには、さらに浚渫8万立米が必要である。陸上残土についても、今後も発生が見込まれる。処分法方等については、今後さらに時間をかけて検討を行うという課題でございます。

水深14m岸壁が、平成26年3月に供用開始されましたので、岸壁の利用状況や今後の予定について説明をいたします。マイナス14m岸壁については、平成26年3月に共用が開始されております。供用開始後、5月の2日に原木を荷下ろしするために、3万トン級の船舶が着岸しております。着岸、離岸ともスムーズで、特に問題は生じませんでした。今年度は、二回から三回の利用をしており、今後も離着岸の状況を確認すると共に、ポートセールスを実施し、5万トン級船舶の利用を待ち、残り8万立米の浚渫の必要性を検討していきます。続きまして、佐伯管内の公共陸上残土の状況です。まず、発生予想土砂量ですが、道路事業、河川事業合わせて、約60万立米が見込まれております。これに対して処分地の検討状況ですが、31箇所の候補地を選定し、現在は6箇所で処理中、7箇所で検討中となっており、検討中の処分量は、約41万立米が見込まれております。公共陸上残土の発生が多数予想される中、佐伯管内では国、県、市が一体となり、残土処理候補地を選定し、確保するための残土調整チームを結成して対応してますが、処理をするための条件クリアに苦慮をしているところでございます。

今回、先ほど言いました、5月2日に3万トン級船舶が離着岸しておりますので、この時のビデオ撮影をしておりますので、それを少し見ていただきたいと思います。この部分が新しくできた14mの岸壁です。で、これが今回、5月2日に着岸しました3万トン級の船舶です。この船舶は、この岸壁に着岸する時に、沖に右舷が、ちょっと分かりにくいんですけども、右舷の方からいかりを沖に投錨しましてこの岸壁に着岸をしています。で、今は、この沖に投錨していたいかりを引き上げながら、この船舶の頭の部分を沖側に回頭させています。で、さらには、この岸壁に当たらないように、もう少しで見えるんですけども、この右舷の後方に押船を配置しまして、岩壁に当たらないように、頭の部分ではいかりを上げながら、それで、後ろの方では押船で押しながら、回頭をしているというような状況でございます。これが少しづつ進んでいきますけども。だんだんと回ってきましたけども。ここで少し見えてくると思いますけども、ここに押船がいまして、右舷のいかりを上げながら、右の後方を押船で押して、同時に後ろと前とを回頭させていくというような作業を行っております。今、

これでちょっと見えてます。これが押船です。で、最終的にもう、岸壁の方から、かなりもう距離が出てますので、回頭も少し速くなっているのが分かると思います。で、もうこの時にはエンジンがかかっておりまますので、沖合の方を向いたところで船舶を自航して出ていくというような格好になっています。もう、これでもう完全に沖の方に向いております。これで自航して船舶が出ているというような状況でございます。以上が今回、新岸の14m岸壁に離着岸しました船舶の映像を少し見ていただきました。以上が、大入島地区埋め立て事業の現状でございます。

《議長》 はい、ありがとうございました。じゃあご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

《委員》 説明では、その荷物の中身が木材というか、積み荷は原木でということの説明だったんですけども、原木を卸したあとは、全部卸すわけではないんですかね。佐伯で。そのへんの具合と、それから、卸した後、何か佐伯というか大分の何か製品を乗せていくのか、そのへんの説明をちょっとお聞きしたいと思ったんですが。

《港湾課》 今回は、原木を全て佐伯港に積み卸しをしておりました。で、この間の説明会時に、それがどこに持つて行つてるのかという質問がありましたが、今回の原木については北九州ということしかわからなかつたんですけども、その後、港運会社さんの方に確認しましたら、北九州だけじゃなく、九州内各地に原木を持って行つてることで、搬出先はちょっと教えていただけなかつたんですけども、九州内各地に卸した原木を持って行くということでした。で、さらには中国木材がありますので、そちらの方に流れて行つてるのかどうかも確認をしましたけども、今回の原木については、アメリカ産の米松でしたけども、中国木材さんはそれを取り扱つてることはありませんでした。佐伯の工場は大分県内の杉等を集約して、それを製材して広島の方に、それを移送します。で、その製材された、移送したものと、広島の方で取り扱つてる米松等をいっしょに加工して、それを住宅の柱等に加工して販売をしているようでございました。

《議長》 はい、他に。

《委員》 全然何も知識が無いので分からないんですけども、ということは、この荷卸しした材木は、佐伯市で使われることはないわけですね。

《港湾課》 そうですね。

《委員》 はい。で、ここで荷卸しをして、で、この港を使うっていうことで収入が佐伯市にあるってことですか。

《港湾課》 そうですね。当然、岸壁。佐伯市にですか。

《委員》 佐伯市か、分からないんですけど、県の持ち物だったら県に入るということですかね。

《港湾課》 そうですね。当然、岸壁の使用料というものは上がってきます。ただ、佐伯市にとっては、先ほど言った、今回は木材を卸して、それがそこで加工されなければ、また、佐伯市の収入の何かしらになると思うんですけど、今回は、卸したもののは九州各地に運搬されているということでしたので、特に特段これが佐伯市の方に収入がっていうのはない。ただ、ここを扱ってます港運会社さんがこれを取り扱ってますので、当然、卸したり、それを運んだりするというか過程から、佐伯市の業者さんの方に、お金は落ちていくということになるのかなと思います。

《委員》 例えば、そのB／Cを考えた時に、この工事にかかるお金ですね。それと、ちょっと、もし掘るんであれば、その土砂の処理とか、大入島にどうするかっていう問題とかいろいろあると思うんですけども、それと、その収益がどうかっていうバランスも問題になってくると思うんですけども、そのへんは何と言うか、今、はつきり分からぬにしても、予測値って言うか、そういうものは出ているんでしょうか。

《港湾課》 そうですね。当然、B／Cは出しておりますので、これを作ったことによってどういった収益が上がる上で、BとCを出して、その、今、1以上になるというチェックをしていますので、今回は対象船舶として3万トン級の船が着いたわけなんですけども、B／Cの評価でしているものは5万トン級の船舶です。で、さらには、その時の貨物というのは石炭を考えておりました。ただ、当時の作った時の状況とは少し変わってきてますので、当然、荷下ろしというのはポートセールスを実施しながら、石炭だけではなくて、原木やその他の製品もここで使っていただくというのは、まあ、港湾課の考えているところです。

《委員》 続きは、先生にお任せします。

《委員》 じゃあ、こっちで。その5万トン級を当然、期待してて、B／CのBの方を上げなきやいけないっていうことですね。

《港湾課》 そうですね。はい。

《委員》 それで、石炭だけだと、もう、今の現状は難しいから原木とかいろんなジャンルを広げて、期待すると書いてありますけど、現状はどうですかね。実態は。

《港湾課》 そうですね。当然、ポートセールスを実施してる中で、今回の原木の取り扱いというのは、今回、実現しますので、そのへんを今後も佐伯市さん、それから地元の企業さんと一緒に、このマイナス 14 m岸壁の利用を促していきたいと思っております。

《委員》 それで、例えば、その5万トンがどのくらい利用してくれると、その14 m岸壁を作ることになってというのは、だいたい数量的には、もう。

《港湾課》 14 m岸壁は国の事業ですので。

《委員》 ああ、そうか。

《港湾課》 ええ。我々がちょっと、B/Cを出してるものじゃないんですね。

《委員》 ではないんですね。

《港湾課》 はい。それは調べれば分かりますので、それはちょっと調べてみます。

《委員》 そうですね。それと、それで判断することですよね。5万トン級の船舶の利用状況がある程度の、このラインというのが。

《港湾課》 はい。5万トン級船舶の対象、220mという数字があって、それがスマーズに回頭できるように、その二倍のLを、まあ220ですから440mの回頭円を今、見込んで浚渫をやってますので、5万トン級の船舶が入って来て、今、必要最低限の浚渫で終わってますけども、今の中で、まあ、スマーズに回頭ができるんではないかと思っていますので、今後、5万トン級船舶が入港してくれば、その回頭状況を見て判断したいと、今は考えています。

《委員》 一応、その予測では、5万トンが入って来ても、この最小限の浚渫でいけるだということは。

《港湾課》 そうですね。はい。船長の二倍の回頭円を一応、持っていますので。今の段階の浚渫で大丈夫じゃないかなとは思いますけども、そこは実際の船がやっぱり入ってきたところ見て、判断がしたいなど、今のところは考えております。

《委員》 そしたら5万トン級の船が入れる港っていうのは、現在、九州内でどのくらいあって、大分には他にあるんでしょうか。

《港湾課》 佐伯港の14mが、今、いちばん深い水深を持ったところですね。

《委員》 九州で1番っていうことですか。

《港湾課》 九州でもマイナス14m、あと、熊本か鹿児島にも、確かあったはずですけど、それより深い水深を持ってるところはないです。

《委員》 現在においてもですか。掘る前でっていうことですね。

《港湾課》 掘る前というのは。

《委員》 だから、これからまた浚渫して、もうちょっと深くするって言ってますけども。

《港湾課》 岸壁の水深をもう少し深くするということはないんですけど。

《委員》 もうちょっと掘るわけですよね。

《港湾課》 これがまあ、船が入ってくる航路で、ここで回頭して出ていくということになるんですけども、今、この緑の部分については浚渫が終わっています。で、最初はこの余裕を見て、このオレンジの部分も一緒に浚渫をするということになっていましたけども、回頭の位置を少しこちらにずらして、で、これに着岸させるために必要最低限の、この円の部分の浚渫だけで、今は終えています。で、今回、3万トン級がここに着いて、この円の中の範囲で出でていってるというわけですけども、今後、5万トン級の船が入ってきた時に、着岸して離岸をするときに、この円の中で回頭ができるれば、当然もう、これ以上、このオレンジの部分を浚渫する必要はないということになると思いますので、今のところはこれ以上の浚渫が必要だということは考えていません。

《委員》 ないんですね。

《港湾課》 はい。

《委員》 で、5万トン級の船が入れる港というのは、もう、ここだけっていうことですか。九州管内で。

《港湾課》 他に鹿児島か熊本にもう一バース、14mがあったと思うんですけども、それより深いところは、今のところ無いです。九州にですね。

《委員》 ないですね。

《港湾課》 はい。

《委員》 はい、分かりました。

《港湾課》 - 14m岸壁より深い水深のバースについて、九州管内を調べたところ福岡県内に、2バースあることがわかりました。

《議長》 他にありませんか。じゃあ、今のご報告ということで、もうよろしいですかね。

(一同よしの声)

《議長》 はい。5万トン級が来ても、たぶん大丈夫だろうという、回頭ができるということですよね。

《港湾課》 そうですね。今のところはこの範囲で大丈夫ではないかと思いますけども、やはり実際の5万トン級の船が入って、安全に離岸着岸できるというのを確認をしたいとは思っております。

《議長》 そこはいろいろ技術的なこともあると思いますけど、何とかそこで回頭していただいて、埋め立てが必要ないようにぜひ。今、休止状態ですけども、3年後にはまた、2年後ぐらいにかかるくるんかな。当委員会でね。

《港湾課》 はい。

《議長》 それまでにある程度の答えが出ると思いますけど、大いにそういうかたち努力をしていただきますように、よろしくお願ひいたします。それじゃあ、報告の件は、これでよろしいですか。

(一同よしの声)

《議長》 はい、ありがとうございました。どうもご苦労様でした。

閉会

《議長》 じゃあ、これから後は、事務局の方に引き継ぎます。

《事務局》 はい。大変お疲れさまでございました。最後に事務局長の安東建設政策課長の方からごあいさつ申し上げます。

《建設政策課長》 本日は、朝から委員の皆様方、大変お疲れさまでございました。ご審議いただきました議論に関しては、付帯意見なしということで事業の妥当ということをいただきましてありがとうございます。なお、審議の途中で景観、それからモニタリングですよね。そのあたりいろいろとアドバイスをいただきまして、この部分に関しては、今後また、我々、事業を執行する際にも、また、こういう事後評価の際にもいろいろと生かしていかなければというふうに感じたところでございます。8月の28日には高山委員長様と、それから井上副委員長様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それと本年度、3回目を、また10月に予定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日は雨等で足元も大変悪い中でございますけど、お気をつけてお帰りくださいませ。本日は大変お疲れさまでございました。

終了

【議事録署名】

議事録署名年月日 平成 26 年 9 月 9 日 (火)

議事録署名委員

杉浦 嘉雄



議事録署名委員

米澤 陽子

